

(第 4 期)

高砂市地域福祉推進計画

～第 5 次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画～

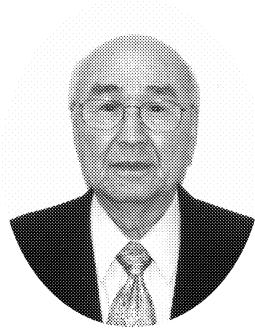
(平成 20 年度～24 年度)

一人ひとりが思いやり
心ぶかれあう めぐりのまち高砂に

平成 20 年 3 月

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

は じ め に



近年の、少子・高齢化の進展等により人口減少化社会を迎えるにあたり、国においては、様々な制度改正が行われています。

特に、地域での福祉ニーズの多様化により福祉施策の大幅な改正等が進んでいます。この様なことを踏まえ今回、高砂市福祉部と協議を重ね、アンケート調査等を実施し、市民ニーズの把握、要望等慎重に審議を重ね高砂市における「地域福祉計画」との整合性を図り、この「第4期高砂市地域福祉推進計画」(平成20年度から平成24年度まで)を策定いたしました。

本計画は、“一人ひとりが思いやり 心ふれあうぬくもりのまち 高砂に”を基本理念に、市民、行政、福祉関係者等と社協が協働して高砂市の地域福祉の向上めざして行動していく指針となるものです。

また、社協運営上の課題を解決し、社協経営の強化を図るための強化方針を盛り込み、重点項目を推進していくこととしています。

計画の推進にあたっては、市民の皆様をはじめ、行政、関係団体・関係者機関の方々のご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに、本計画の作成にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、数多くのご意見等ご協力をいただきました関係各位に、心から感謝を申し上げます。

平成20年3月

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

理 事 長 大 上 弘

* のついている語句については、47 ページ以降の用語解説に
載せています。

* * * 目 次 * * *

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
(1) 地域福祉とは	
(2) 地域福祉と社会福祉協議会	
2 地域福祉を取り巻く情勢と課題	2
(1) 生活課題の潜在化と複雑化	
(2) 福祉をすすめる主体の多元化と市場化	
(3) 地方分権の動き	
(4) 行政計画の動き	
3 計画策定の基本的な考え方	4

第2章 高砂市の地域福祉課題と基本目標

1 高砂市の地域福祉課題	5
(1) アンケート調査、地区別懇談会の実施	
(2) 明らかになった7つの地域福祉課題	
2 取り組むべき6つの基本目標	10

第3章 高砂市地域福祉推進計画

1 計画の基本理念	13
2 計画の期間	14
3 計画の体系	14
4 基本目標に対する推進目標及び重点推進項目	15

※ 基本目標1～6に対する推進目標及び重点推進項目

第4章 社協経営の強化方策（社協発展・強化計画） 27

第5章 計画の進捗管理と評価 31

第6章 参考資料

1 策定に至るまでの経過	32
2 高砂市の現状と課題（福祉指標）	37
3 用語解説	47

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無にかかわらず、一人ひとりが個人としての尊厳をもつて、家庭や地域の中でその人らしく自立した安心のある生活を送ることをめざし、市民、各種団体、福祉関係者、行政機関など地域を構成する人々が主役となって、地域全体の生活課題を解決していく取り組みのことをいいます。

(2) 地域福祉と社会福祉協議会

地域福祉を取り巻く情勢は、大きくまた急速に変化しています。とりわけ2000年（平成12年）に定められた社会福祉法では、「地域福祉の推進」が目的として明確に位置づけられました。社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定されており、同4条において、地域住民等は「地域福祉の推進に努めなければならない」と明言されています。これら法的な位置づけのもと、様々な主体（地域を構成する人々）が地域福祉を志向した活動を進めるようになりました。

その中にあって、社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を目的とする団体」であることが明記され、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

言い換えれば、社協の役割とは、「自らの生活と地域を築く主役は、地域住民一人ひとりであるという考え方に基づき、地域全体の生活課題の解決に向けた地域住民の主体的な取り組みを支援すること」に他なりません。

めまぐるしく変化する時代だからこそ、社協の使命を果たすための目標設定（ビジョン）が大切になります。地域福祉推進計画は、言わば、「このビジョンを明確にし、地域福祉推進のための具体的な取り組みを示す指針書」となるものです。

2 地域福祉を取り巻く情勢と課題

(1) 生活課題の潜在化と複雑化

わが国では、少子高齢化、社会経済状態の変化などを通じて、福祉サービスに対するニーズは質、量ともに変化しています。こうした変化の対応として、限られた対象者への福祉サービスから、地域に暮らす人々の多様な生活課題に対する福祉サービスへ制度改革が行われてきました。

複雑で、見えにくい生活課題に対応するには、「**地域社会における様々な制度、機関・団体相互の連携（つながり）を築くこと**」が重要になります。

(2) 福祉を進める主体の多元化と市場化

近年、福祉サービスの市場化が進み、自治体や社会福祉法人だけでなく、営利組織・非営利民間組織など、様々な主体が福祉サービスを提供するようになりました。

一方、広い意味でまちづくり・地域づくりを担うボランタリーな市民活動が活発化しています。市民活動団体の中には制度の狭間にある福祉ニーズに積極的に対応し、制度化までの運動的な活動展開を行っている団体もあります。

このように、福祉の分野に市場原理が導入され、主体の多元化が急速に進んでいます。その背景の1つには、行政がこれまで担ってきた直接サービス提供を民間にゆだね、行政は条件整備を担う方向への役割転換が図られているということが挙げられます。

しかし、こうした情勢変化は、「市場になじまない生活課題への対応」という大きな課題を提起することになりました。福祉サービス供給体の多元化は、利用者側のサービス選択の幅を広げる一方で、事業者にとって採算性の低い地域福祉課題が置き去りになるという危険性があります。

また、市民活動を含めた民間組織が、行政施策の補完・代替としての役割のみで捉えられ自発性や主体性を阻害される危険性もあります。

行政と民間双方の自立と責任を基盤にした、対等な関係に基づく協働が重要です。

(3) 地方分権の動き

厳しい国の財政状況や少子高齢社会を背景に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づく市町村合併、三位一体改革*など、地方分権を進める具体的な施策が次々に展開されています。

地方分権への動きにより、福祉予算を含めた財政の見直し、補助金・委託金などの削減等、事業効果が厳しく問われる傾向にあります。

国と地方自治体の財政事情の影響が色濃い「地方分権」ですが、本来的な意味での地方分権を実現するためには、**権限や財源が国から地方自治体へ移譲される**という一面だけでなく、政策が決定される過程に住民が参画していくという「住民自治」の仕組みを築かなければなりません。

また、地方自治体の厳しい財政状況の中、福祉水準を含めた「自治体間」の格差、また「自治体内」の地域格差と、それに伴う生活課題の拡大・深刻化が危惧されています。こうした状況の中、**地域住民から生活課題を提起していく仕組みづくり・働きかけとして、「地域福祉」への取り組みが重要な課題となっています。**

(4) 行政計画の動き

地方自治体の経営改革の一環として、福祉分野においては、2003年（平成15年）に社会福祉法の「地域福祉計画」に関する規定（第107条）が施行されています。

行政の「地域福祉計画」づくりは、行政と住民、福祉事業者、各種団体等の意見を反映させるために、住民参加のもとで策定されることが求められており、計画づくりそのものが、地域福祉推進への取り組みとなります。

一方、地域福祉を推進する中核的な団体である社協は、住民による協議と協働を基盤にした組織であることから、行政の「地域福祉計画」策定に参画することはもとより、地域福祉を進める「運動推進体」としての特性、先駆的・開拓的に地域の生活課題に対応する事業体としての特性を発揮し、民間計画としての「地域福祉推進計画」づくりに取り組むことが求められています。

「市町村地域福祉計画」の法的な位置づけ（参考）

【社会福祉法 第107条】

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画策定の基本的な考え方

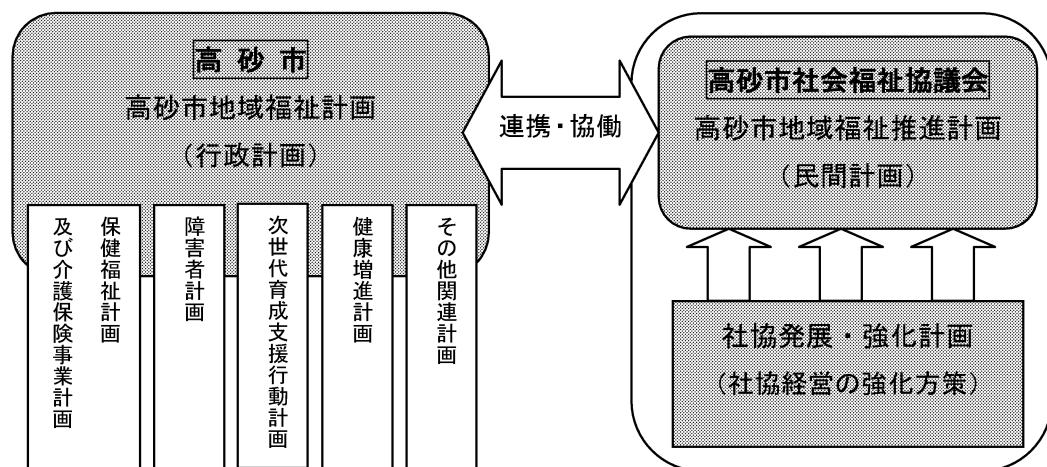
本計画は、高砂市の「高砂市地域福祉計画」（行政計画）策定と歩調を合わせ、高砂市における地域福祉課題の抽出・意見集約等について協働し、策定作業を進めてきました。

高砂市において地域福祉を推進するための基本理念、基本目標、取り組みの方向性などを、地域を構成するすべての人々が共有し、それぞれの役割分担を考慮した取り組みを実施するという基本的な考え方を立ち、社協が取り組むべき具体的な方策を「高砂市地域福祉推進計画」（民間計画）としてまとめています。

一方で、計画を実行し、地域福祉活動を推進していくための社協組織・経営基盤を強化するために必要な方策（第4章 社協経営の強化方策）も併せて検討し、計画に反映させています。

【本計画と高砂市地域福祉計画の関係】

- | | |
|---|------------------|
| 1 地域福祉課題の共有
2 基本理念の共有
3 基本目標の共有
4 取り組みの方向性の共有
5 社協経営の強化方策 | }
高砂市地域福祉推進計画 |
| | ⇒ ⇒ 社協発展（強化）計画 |



第2章 高砂市の地域福祉課題と基本目標

1 高砂市の地域福祉課題

(1) アンケート調査、地区別懇談会の実施

市の「地域福祉計画」及び社協の「地域福祉推進計画」を策定するにあたり、地域福祉に関する意識や日頃の地域活動の実態、地域福祉課題などを把握するため、市民に対するアンケート調査を実施しました。アンケートでは社協が実施している事業や社協の認知度等に関する項目を盛り込むことにより、社協が取り組むべき課題がより明確になりました。

また、福祉関係者（地域住民）が話し合い、地域福祉課題を明らかにし、解決策を協議する場として、地区別懇談会を市と社協が協働して開催し、「今後の高砂市の地域福祉推進のあり方について」の方向性を見い出すことができました。

ア. 市民に対するアンケート調査（実施：高砂市）

- 調査対象 高砂市在住の18歳以上の市民2,900人（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による送付と回収
- 調査期間 平成19年1月15日～1月31日
- 調査内容
 - ① 地域生活について ② 日常生活における悩みや不安について
 - ③ 地域活動について ④ 地域の支え合いの仕組みづくりについて
 - ⑤ 福祉サービスや制度について ⑥ 地域福祉全体について
- 回收率 52.8% (1,531人)

イ. 平成18年度地区別懇談会

- 開催状況 市内8地区においてそれぞれ開催（各地区2～3回開催）
- 参加者 各地区で福祉活動を実施されている方（※）
- 開催期間 平成19年1月31日～3月9日
- 実施方法 地域福祉計画（市）及び地域福祉推進計画（社協）の趣旨説明を行ったあと、参加者が10人程度のグループに分かれ、グループごとに地域における福祉の課題や解決策を整理（ワークショップ形式）しました。
- 実施内容
 - ① 地域における福祉（高齢者、子ども（子育て）、障害者、コミュニティ等）に関する課題の整理
 - ② 福祉に関する課題を解決するために、「自分たち（地域）ができること」、「自分たち（地域）と市、社協が協働してできること」を明確化
 - ③ 課題や解決策を体系的に整理
 - ④ 整理した結果を地域福祉推進計画策定のための参考資料として活用

※ 参加者：市内8地区で福祉の担い手となっている福祉委員、

民生委員・児童委員、自治会、婦人会、老人クラブ、ボランティア等

(2) 明らかになった7つの地域福祉課題

「アンケート調査」、「地区別懇談会」、「既存・統計データからみた高砂市の地域福祉の現状」から抽出した課題を、以下の7つの項目に分類しています。この7つの地域福祉課題に対する取り組みとして、6つの基本目標を設定し、計画を策定しました。

[※ 高砂市地域福祉計画よりデータを引用]

(○はアンケート、□は地区別懇談会、△は既存データ・統計データ)

課題1. 福祉や地域に対する意識について

- 地域に対する意識の希薄化が進んでいるが、その一方で、希薄な近所づきあいを不満に感じている市民もいます。
- 地域活動（行事）や福祉に対する関心・意識などが低下しています。
- 大人や親の意識やモラルが低下しています。
- 地域の支え合いの仕組みづくりについては、多くの市民が「市民自身の意識改革」がポイントと考えています。
- 行政職員一人ひとりの資質の向上（「福祉に関する方針をしっかりと理解するべきである」、「積極的に地域に出向いて行動するべきである」など）を求める声が多くあります。
- 高齢者や障害者への理解や地域福祉に関する積極的な啓発活動や学習の場の充実を求める声が多くあります。

課題2. 情報の提供や共有化について

- 地域でのちょっとした手助けやボランティア活動を実施する意思はあるが、その方法などがわからないという市民が多くおり、ちょっとした手助けやボランティアに関する情報が不足していることがわかります。
- 自治会、老人クラブ、婦人会等からは、まちづくりやコミュニティ活性化の手法に関する専門的な情報やノウハウの提供を求める声が多くあります。
- 福祉関係のボランティア団体・NPO*団体の多くは、団体運営等に関する専門的な情報やノウハウの提供が必要と考えています。
- 地域活動への参加率が低い若年層では、地域活動に参加しない理由として、「どのような行事や活動があるかわからない」（=地域活動に関する情報不足）が比較的多くなっています。
- 福祉サービス・制度については、市民に充分に周知されていないため、有効な内容にもかかわらず効果的に活用されていない場合があります。
- 福祉サービス・制度の利用者では、サービスの内容以上に、サービス・制度に関する情報提供に関して不満を感じています。

□地域組織や福祉委員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政は地域において支援が必要な人々の情報交換・情報共有を行う必要があるとの声が多くなっており、プライバシーの問題などで、高齢者や障害者など支援が必要な人々の情報が把握できていないことがわかります。

課題3. 交流の促進とネットワークの構築について

○地域の支え合いの仕組みづくりについては、多くの市民が「市民相互の交流活動」や「仲間づくりの機会」などがポイントと考えています。

□多世代間の交流や、高齢者・障害者と住民との交流やふれあいなどの場を求める声が多くあります。

○福祉関連施設や福祉関係のボランティア団体・NPO団体の多くは、他機関や団体・グループとの交流機会の充実が必要と考えています。

○福祉関連施設の多くは、今後地域との連携・協働が必要と考えています。

□自治会、老人クラブ、婦人会等からは、地域で活動する様々な団体間の連携・協力や定期的な交流を行うべきとの声が多くあります。

課題4. 福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくりについて

○ボランティア活動に参加している市民が1割に満たない。また、現在地域活動に参加している市民が3割程度となっており、特に若年層の参加率が低くなっています。

□地域活動や地域における福祉の担い手やリーダーが不足しています。

□地域活動や地域における福祉の担い手などへの負担が大きくなっています。

△自治会の加入率は約9割程度と高い割合を保っています。

△高砂市ボランティアセンター*の登録団体数やボランティア数は横ばいで推移しています。

□福祉や地域活動に必要な人材育成・人材確保に関する取り組みが必要との声が多くあります。

○福祉関係のボランティア団体・NPO団体の多くは、地区毎の福祉活動（交流）拠点や総合的なボランティアセンターなど拠点施設が必要と考えています。

□地域における交流拠点・活動拠点の整備・充実などを求める声が多くあります。

課題5. 安心・安全なまちづくりについて

△高齢化が進む中で、1世帯あたりの人員数が減少し、ひとり暮らしの高齢者が増加しています。

□ひきこもり・ひきこもり気味の高齢者が増加しています。

○日常生活での悩みや不安については、自身や家族が高齢になってからの生活のことが大半を占めています。

- 悩みや不安の相談相手として、地域の人（「近所の人」、「福祉委員」、「民生委員・児童委員*」、「社会福祉協議会」）や公的機関を活用する市民は少ない状態です。また、「相談できる人がいる」と回答する市民も非常に少数であるが存在しています。
- 地域における相談窓口の充実を求める市民が多くいます。
 - 子どもが安心して遊べる場所の整備・提供を求める声が多くあります。
 - 子どもの安全に対する取り組み（防犯・防災教育など）の充実を求める声が多くあります。
 - 公共施設や交通施設、道路などのバリアフリー化*の推進を求める声が多くあります。
 - じょうとんバスなどの移動手段、高齢者や障害者のためのイベント時の送迎、外出の手助けなどの充実を求める声が多くあります。
- 災害時の不安材料として「家屋の倒壊」、「水や食料品の不足」、「救急医療体制の確保」が挙がっています。
 - 災害時の対策（ハード整備*や防災組織づくり、防災意識の啓発等）の強化を求める声が多くあります。

課題6. 福祉サービス・制度の適切な利用促進と充実について

- 福祉サービス・制度については、市民に充分に周知されていないため、有効な内容にもかかわらず効果的に活用されていない場合があります。（再掲）
- 福祉サービス・制度の利用者の3人に1人は、サービス・制度に不都合や不満を持っています。また、不都合や不満の内容については、利用するまでの手続き方法や、サービス・制度に関する情報不足などが多く挙がっています。
- 行政として率先して取り組むべきことについては、「高齢者になっても在宅生活が続けられるサービス」や「地域における相談窓口の充実」、「高齢者のための施設の整備」が上位を占めています。
 - 子育て世代への支援の充実を求める声が多くあります。
 - 高齢者や障害者が地域において自立した生活を送るための支援を求める声が多くあります。
 - 各分野（高齢者、障害者、子育てなど）が連携した取り組みの検討・充実を求める声が多くあります。
 - 行政職員一人ひとりの資質の向上（「福祉に関する方針をしっかりと理解するべきである」、「積極的に地域に出向いて行動するべきである」など）に対する要望が大きくなっています。（再掲）

課題7. 市民と行政、関係機関・団体の役割と連携・協働について

- 多くの市民が「福祉課題への対応は、まずは行政が主体となって実施するのがよい」と考えています。
- 地域住民が取り組むことが望ましい福祉活動としては、「要介護者・介護者への支援」「地域組織の活性化」「ふれあいの場づくり」が上位に挙がっています。

- 行政として率先して取り組むべきこととしては、「高齢者の在宅生活の継続支援」、「相談窓口の充実」、「高齢者のための施設整備」が上位に挙がっています。
- 福祉関連施設や福祉関係のボランティア団体・NPO団体の多くは、他機関や団体・グループとの交流機会の充実が必要と考えています。(再掲)
- 福祉関連施設の多くは、今後地域との連携・協働が必要と考えています。(再掲)
- 地区別懇談会では、「自分たち（住民一人ひとり、地域）ができること」、「地域・社協・行政が協働してできること」、「行政ができること」という視点で地域の課題に対する具体的な解決策が多く出されました。

2 取り組むべき 6 つの基本目標

明らかになった 7 つの地域福祉課題に対する取り組みとして、本計画では「取り組むべき 6 つの基本目標」を掲げ、「取り組みの方向性」及び「推進目標」を設定しました。

基本目標 1 福祉や地域に対する意識の向上（←課題 1・7）

【取り組みの方向性】

地域の支えあいの仕組みづくりにおいて、多くの市民が「住民自身の意識改革」が重要と考えていることが明らかになりました。社協ではこれまで進めてきた福祉教育を推進し、地域福祉に関する知識・情報の発信や地域における課題提起をすることで、市民一人ひとりが地域の課題を自分たちの課題として受け止めることができるように取り組みます。

また、助け合いの仕組みづくりとして、小地域福祉活動*を推進し、小地域エリア（日常生活圏内）での市民の主体的なまちづくり活動を進めていきます。

【推進目標】

- (1) 一人ひとりの意識の向上
- (2) 福祉教育の推進

基本目標 2 情報提供の充実と情報の共有化（←課題 2・7）

【取り組みの方向性】

市民、地域福祉推進の担い手である福祉関係者に対して、地域福祉やボランティア活動に関する情報を効果的に提供します。特に、地域福祉推進団体である福祉推進委員会に対しては積極的な情報提供と情報の共有化を図ります。福祉関係者等とも協働*し、ネットワークを構築します。

また、要援護者実態調査*等で明らかになった、支援や援護が必要な人々への個人情報については、慎重な取り扱いのもと緊急時に有効に活用できる仕組みづくりに努めます。

【推進目標】

- (1) 福祉の担い手への情報提供の充実と情報の共有化
- (2) 市民への福祉サービス情報提供の充実と情報の共有化

基本目標 3 交流の促進とネットワークの構築（←課題3・7）

【取り組みの方向性】

地域福祉活動を効果的に進めるために、ボランティアセンター*や地域包括支援センター*の機能を十分に發揮し、地域で活動する組織・団体やボランティア・NPO団体、福祉関係者等、福祉の担い手相互の交流を促進し、連携を強化します。

また、身近に参加できる交流の場を求める声が多いことから、これまで小地域福祉活動で進めてきた「ふれあいいきいきサロン*」や市内の公民館等で開催されている「まちの子育てひろば*」等への支援強化に取り組みます。

【推進目標】

- (1) 福祉の担い手相互の交流と連携の促進
- (2) 地域のつながり、市民のつながりの強化

基本目標 4 福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり（←課題4・7）

【取り組みの方向性】

地域福祉活動やボランティア活動の担い手の人材養成等が課題として挙がっています。特に地域福祉活動の推進役である福祉委員*については、福祉委員制度の周知による市民の主体的な地域福祉への関わりを促し、研修や養成講座等により地域福祉の担い手づくりに努めます。

また、地域福祉活動の拠点づくりについては、各町（校区）の福祉推進委員会それぞれの活動内容に応じて、さらに活動が活性化するための活動内容と、その手段としての拠点の活用方法を併せて検討しながら、市の既存施設や福祉施設等が利用できるよう積極的に働きかけを行います。

【推進目標】

- (1) 地域福祉の担い手の確保と育成
- (2) 活動の拠点づくり

基本目標5 福祉サービス・制度の適切な利用の促進（←課題6・7）**【取り組みの方向性】**

一人の人が時間的な経過の中で途切れることなく、一貫して種々のサービスを主体的に活用しながら、自分らしく生きることのできる仕組みとは、当事者を含めた市民、地域、福祉関係者、社協、市その他関係機関等が相互に連携し、当事者に関わっていく地域ケアシステム*の構築です。

これまで進めてきた小地域ネットワークづくり事業をさらに推進することにより、課題解決に向けた地域全体の主体性の高まりと地域の福祉力形成につなげていきます。

また、多様化した福祉サービスや制度の利用促進に向けての取り組みとして、「福祉サービス利用援助事業*」、「権利擁護事業*」の推進や他職種・他団体等との連携を深め、包括的・継続的に支援できる体制づくりに努めます。

【推進目標】

- (1) 福祉サービスなどの充実と質の向上
- (2) 安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

基本目標6 安全で安心して暮らせる環境づくり（←課題5・7）**【取り組みの方向性】**

「生活のサポートをしてくれる身近な人がいない」、「気軽に相談できる人がいない」、「自分の居場所が地域にない」、「出かけたくても移動手段がない」などの悩みや不安に対し、地域で安心して生活するための条件整備が必要です。

地域の身近な相談役、福祉サービス・専門機関への橋渡し役である民生委員・児童委員*及び福祉委員の活動、地域包括支援センターの機能を生かした相談窓口の充実、高齢者・障害者等の移動手段を確保するサービスを提供します。

また、災害時における体制整備を行い、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【推進目標】

- (1) 地域における相談機能の充実
- (2) 防災・安全対策の充実

第3章 高砂市地域福祉推進計画

[計画書の見方]

本計画は、高砂市において地域福祉を推進するために、社協として取り組むべき方策を具体的に示した指針書です。そして、市の地域福祉計画で示された「社協が果たすべき役割」を明確にした計画書です。

よって、本計画の構成は、①基本理念、②基本目標、③取り組みの方向性、④計画期間等、市の地域福祉計画と共有しています。

さらに、計画を推進するために、社協組織の経営基盤の強化を同時に取り組んでいく必要があることから、社協自身の組織体制、経営状況等の検証を行い、「社協発展・強化計画」として、第4章にまとめました。

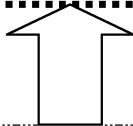
本計画書のタイトルである「高砂市地域福祉推進計画（第5次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画）」の意味がここにあります。

この計画書を活用される場合には、第3章及び第4章を中心に、併せて「高砂市地域福祉計画」をご覧ください。

1 基本理念

一人ひとりが思いやり

心ふれあう ぬくもりのまち 高砂に



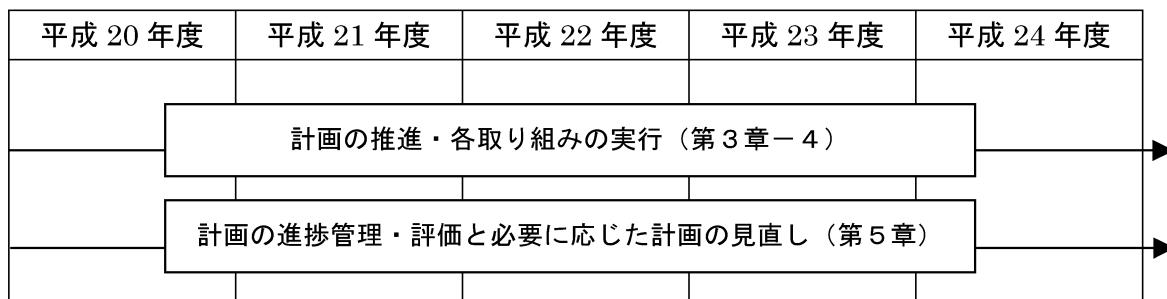
年齢や障害の有無にかかわらず、一人ひとりが個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることは、すべての人が願うことです。

高砂市において、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支えあいや助けあうことができる「ぬくもりのまちづくり」の実現をめざして・・・

（※ 高砂市地域福祉計画よりデータを引用）

2 計画の期間

計画の期間は、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までの 5 年間とします。
また、福祉をはじめとする様々な社会情勢の変化や新たな地域福祉課題などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 計画の体系

基本理念や基本目標を実現し、地域を構成するすべての人々の協働*による高砂市の地域福祉を推進するために、社協として取り組む推進目標は以下の体系のとおりです。

（※ 基本目標の設定は「第1章-3 計画策定の基本的な考え方」参照）

基本目標	推進目標
基本目標 1 福祉や地域に対する意識の向上	一人ひとりの意識の向上
	福祉教育の推進
基本目標 2 情報提供の充実と情報の共有化	福祉の担い手への情報提供の充実と情報の共有化
	市民への情報提供の充実と情報の共有化
基本目標 3 交流の促進とネットワークの構築	福祉の担い手相互の交流と連携の促進
	地域のつながり、市民のつながりの強化
基本目標 4 福祉や地域活動の 担い手づくり・拠点づくり	地域福祉の担い手の確保と育成
	活動の拠点づくり
基本目標 5 福祉サービス・制度の適切な利用の促進	福祉サービスなどの充実と質の向上
	安心して福祉サービスを利用できる体制の整備
基本目標 6 安全で安心して暮らせる環境づくり	地域における相談機能の充実
	防災・安全対策の充実

4 基本目標に対する推進目標及び重点推進項目

本計画では「取り組むべき 6 つの基本目標」を掲げ、基本目標を達成するための方策である「推進目標」を設定し、特に「重点的に取り組むべき項目」（重点推進項目）を示すことにより地域福祉を推進していきます。

基本目標 1 福祉や地域に対する意識の向上

【推進目標】

- (1) 一人ひとりの意識の向上
- (2) 福祉教育の推進

(1) 一人ひとりの意識の向上

地域福祉を推進するため、市民一人ひとりが地域の一員であり、地域の課題を自分たちの課題として受け止めることができるように、広報・調査活動による情報の提供と収集、小地域福祉活動による助け合いの仕組みづくりを進めます。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 高砂市地域福祉推進計画の進捗状況に対するパブリックコメント*の実施と新たな地域福祉課題の抽出	市民一人ひとりが、 地域福祉のまちづくりに主体的に参加している という意識向上の働きかけを行う意味から、高砂市地域福祉推進計画（ダイジェスト版）を全戸配布し、ホームページ等を通じて、定期的に市民から地域福祉課題を提供してもらう機会をつくります。
2. 福祉委員活動の展開による市民の福祉意識の向上	地域福祉の担い手である福祉委員*を中心に小地域福祉活動を展開することにより、 主体的に地域に関わろうとする市民の福祉意識の向上 に努めます。 また、社協の広報活動を通じて、福祉委員の存在や役割を市民に知ってもらえるよう啓発していきます。
3. 地域福祉活動メニュー事業の推進	<u>福祉推進委員会*</u> 、 <u>小地域福祉部会*</u> の活動が活発に行われるこ とにより、「市民の主体的な地域福祉活動への関わり」と「市民の福祉意識向上につながる」との視点から、具体的な取り組み事例（活動メニュー）を紹介するとともに、メニュー事業に取り組んでいる福祉推進委員会、小地域福祉部会に対し、助成支援等を行います。

(2) 福祉教育の推進

次世代を担う子どもたちが地域福祉を知り、ボランティア活動への参加意欲を高めるきっかけとなるような諸事業を展開します。また、広く市民が地域福祉について学べる機会を提供します。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 市内の小・中・高等学校に対する「福祉教育推進指定校事業」及び「フォローアップ事業」の展開	<p>学校内における福祉教育推進を支援するため、助成支援を引き続き行うとともに、講師の派遣・紹介、学習器材の拡充及び貸出等で体験学習の機会を提供します。</p> <p>また、現在、市内公立小・中学校に対して実施している同事業を市内の高等学校でも実施できるよう取組みを進めます。</p>
2. 身近に始められる募金活動等を通じた子どもたちへの福祉意識の向上	赤い羽根の共同募金（学校募金）や善意銀行について積極的に周知し、身近に始められる募金活動が学校内で活発になるように働きかけを行います。次世代を担う子どもたちのボランティア活動への参加意欲を高め、福祉教育を通して福祉意識を高める働きかけを行います。
3. 各学校の福祉担当教諭との連携による福祉教育の推進	福祉教育の取り組み事例、福祉情報の提供、福祉教育を進めるにあたっての課題等、各学校間の取り組みの共有化を図ることを目的に福祉教育推進会議、福祉教育指定校連絡会議を引き続き開催し、各学校の福祉教育担当教諭との連携を深めます。
4. 職員や講師派遣による福祉教育の推進（出前講座等）	保育園・幼稚園・公民館の子育てグループ等で福祉学習会が活発に開催されるよう、要請に応じ担当職員や講師派遣などを通じて、福祉について学べる機会を提供します。

基本目標2 情報提供の充実と情報の共有化**【推進目標】**

- (1) 福祉の担い手への情報提供の充実と情報の共有化
- (2) 市民への情報提供の充実と情報の共有化

(1) 福祉の担い手への情報提供の充実と情報の共有化

市内8地区に設置している福祉推進委員会*及び単位自治会ごとに設置している小地域福祉部会*が、地域福祉活動を推進できるように、制度・施策、福祉サービス、活動のノウハウに関する情報提供を行います。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 地域福祉活動に必要な情報(具体的な活動事例)の提供、担い手相互の情報交換の機会づくり	「地域福祉推進委員会」、「小地域福祉部会長連絡会議」を開催し、福祉推進委員会及び小地域福祉部会が、 地域福祉活動を進めていくうえで活用できる情報や具体的な活動事例等の提供 を積極的に行います。
2. 要援護者実態調査による地域福祉課題の把握と情報の共有	市、社協、地域が一体となって実施し、要援護者*の早期発見、地域の見守り活動のための情報収集を行います。また、地域福祉活動に活用できる情報について、本会の個人情報保護規程及び市の個人情報保護条例や情報公開条例に基づき、個人情報保護*に配慮しながら、地域や福祉関係者への情報提供に努めます。
3 要援護者支援ネットワークづくり	本会の個人情報保護規程及び市の個人情報保護条例や情報公開条例に基づき個人情報保護に配慮しながら、要援護者実態調査で明らかになった地域福祉課題を、市、社協、地域、福祉関係者が共有し、情報交換や情報共有を図り、共に解決策が見出せるネットワークづくりを進めています。

(2) 市民への情報提供の充実と情報の共有化

社協に関するアンケート項目で、約7割の市民から「社協の活動内容がわからない」との回答がありました。特に、社協会費、共同募金、善意銀行等の自主財源により実施されている事業と成果について市民に見える取り組みを進めます。また、実施事業の中で社協をPRする等、活動が見える社協づくりをめざします。

重点推進項目	取り組みの内容
1. ホームページを活用した情報収集・発信及び広報紙「社協だより」の内容の充実	平成20年度よりリニューアルしたホームページを活用し、隨時、更新情報（新しい情報）を提供していきます。 また、ホームページに双方向性の機能を順次追加し、市民が必要としている情報を収集するとともに、年11回全戸配布の広報紙「たかさご社協だより」において、特集やコラム等を充実させ、市民が求める情報提供に努めます。
2. 住民意識調査等の実施による新たに生じた地域福祉課題への対応	計画期間内における新たな地域福祉課題を把握するために、引き続き市と協議し、連携を図りながら、適宜「たかさご社協だより」を使ったアンケート調査や住民意識調査の実施に努めます。
3. 「みんなの社協フェア」等市民参加型形式のイベントによる情報提供	地域福祉活動をすすめる社協の役割を周知するために、市民が参加できるイベント等により、福祉が身近に感じられるような情報提供を行い、福祉意識の啓発を図ります。
4. 社協会員会費*、善意銀行*、共同募金*等自主財源の地域福祉への還元の明確化	社協会員となってメリットを感じてもらえるよう、他の事業者が参入しない分野の活動、市民や当事者の利便性に基づいた先駆的な活動、地域への還元に配慮した事業への取り組みを進めます。 また、社協が実施する各種事業について、自主財源等の充当事業については積極的にPRし、自主財源の活用を公表していきます。
5. インフォーマルサービス*等情報マップによる社会資源の周知	市内のインフォーマルサービス等情報マップの作成等を行い、地域住民にとって身近な社会資源の情報提供に努めます。

基本目標3 交流の促進とネットワークの構築**【推進目標】**

- (1) 福祉の担い手相互の交流と連携の促進
- (2) 地域のつながり、市民のつながりの強化

(1) 福祉の担い手相互の交流と連携の促進

ボランティアセンター*の機能を生かした、登録ボランティアグループやボランティア連絡会への支援、企業の社会貢献活動支援、NPO*法人との連携・協働への取り組みを進めるとともに、福祉サービス提供事業所の枠を越えた専門職相互の交流や関係機関相互のネットワークづくりの取り組みにより、福祉の担い手相互の交流・連携を推進します。

重点推進項目	取り組みの内容
1. ボランティア団体やNPO団体間の連携・協働を支援する組織づくり	高砂ボランティア連絡会、特定非営利活動（NPO）法人連絡会との連携を一層深めるとともに、両連絡会からの社協評議員への参画を通して、相互のネットワークづくりを進めます。
2. ボランティアセンター機能を活かした福祉施設との連携・強化	ボランティアの受け入れ先である市内福祉施設の担当職員と、「施設ボランティアコーディネーター研修会」等を通じて交流の機会を設け、ボランティア活動や施設における利用者との関わり方について情報交換し、一層の連携・強化を図ります。
3. 事業所の枠を越えた専門職相互の交流・情報交換の推進（地域包括支援センター）	事業所の枠を越えて、他職種・他団体等との連携を深め、包括的・継続的に支援できる体制づくりに努めます。
4. 子育て支援に関わる関係機関との連携・強化	子育て支援に関わる専門機関（子育て支援センター*、保健センター、高砂健康福祉事務所等）で構成される連絡会に参画し、定期的に情報交換し、連携を進めます。

(2) 地域のつながり、市民のつながりの強化

小地域福祉活動で進めてきた「ふれあいいきいきサロン*」や地域の中で会員同士が子育ての相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター」の運営等を通じて、住民相互の交流活動や仲間づくりの機会をさらに増やし、地域の支えあいの仕組みづくりを進めます。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 高齢者や障害者が気軽に交流できる地域でのつどいの場づくり	地域の中で、市民相互の仲間づくりや介護予防に効果のある「ふれあいいきいきサロン事業」を核として、高齢者、障害者、男女を問わず、参加しやすい場づくりに取り組みます。また、小地域福祉部会に対する助成や活動支援を引き続き行います。
2. 生きがい対応型デイサービスセンター*機能を活かした高齢者の交流の場づくり	生きがいをもって社会生活を送るための憩いや交流を行う「生きがい対応型デイサービス事業」の利用促進に取り組むとともに、地域の身近な場所で気軽に参加できるよう地域出前型茶話会等、地域での交流の場の提供に努めます。
3. ファミリーサポートセンター機能を活かした子育て中の親子の交流の場づくり	地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進めていく「ファミリーサポートセンター事業」の利用促進に取り組むとともに、会員同士が互いに情報交換や交流が図れる場を積極的に提供します。
4. 当事者組織の自立運営に向けた支援（認知症の人をかかる家族の会等）	認知症の人を介護する家族が集まり、お互いの悩みを共有し、経験や情報を分かちあい、励ましあいながら活動している「家族の会」に対する自立運営に向けた支援を行います。
5. 「まちの子育てひろば*」の運営支援	子育て中の親と子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、お互いに情報交換する「まちの子育てひろば」の運営を支援します。
6. 障害者の社会参加と参加しやすいイベント型の交流の場づくり	障害者、ボランティア等が企画・運営する行事・イベント（「こころみ楽リエーション」等）の開催支援を通して、住民相互の交流・ふれあいの場づくりを進めます。

基本目標4 福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり**【推進目標】**

- (1) 地域福祉の担い手の確保と育成
- (2) 活動の拠点づくり

(1) 地域福祉の担い手の確保と育成

福祉委員*制度やボランティア活動の積極的な周知により、市民の主体的な地域福祉への関わりを促し、新たな地域福祉の担い手の確保に努めます。また、福祉委員に対する研修会・情報交換会やボランティア養成講座等を通じて、リーダー的に地域福祉活動に関わる担い手の養成・育成に取り組みます。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 地域福祉の担い手の養成・研修の実施	活動の担い手となる福祉委員を対象に、 福祉委員の役割、活動のノウハウ、福祉情報の提供等 をテーマにした養成・研修会（「地域福祉リーダー養成講座」等）を開催し、地域福祉のリーダー的役割を担う人材の育成に取り組みます。
2. リーダー相互の情報交換による小地域福祉活動の活性化への取り組み	小地域福祉活動*を進めるリーダー（福祉委員）が、 地域の特性とアイデア を活かして取り組んでいる活動体験を、他地域のリーダーと情報交換する「小地域福祉活動リーダー交流会」等を開催し、活動へのステップアップにつなげます。
3. 高砂市の地域福祉課題を共有するためのセミナー形式による研修会の開催	「 地域住民の誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり 」、「 小地域福祉活動の充実 」を目的に、セミナー形式による研修会（「地域福祉活動セミナー」）を福祉委員、民生委員・児童委員、福祉推進委員会役員、ボランティア活動者等を対象に開催します。高砂市の地域福祉課題を共有し、地域福祉活動の推進につなげる取り組みを進めます。
4. ボランティア養成・研修事業による人材育成	各種講座・研修会を開催して、 ボランティア活動従事者 を養成し、 地域福祉の担い手としての地域ボランティア につなげていく取り組みを進めます。
5. ファミリーサポートセンター*事業における子育てサポートの養成	ファミリーサポートセンター事業の積極的なPRに努め、子育ての援助を必要とする方（依頼会員）と子育て中の親子を支援したいという方（提供会員）を募集・養成し、地域の中での子育て相互援助活動を推進します。

(2) 活動の拠点づくり

市内8地区に設置している福祉推進委員会*の活動拠点として、公民館、学校等の市の既存施設や民間の福祉施設等のスペースが活用できるよう、市、地域、福祉関係者と十分な協議を重ね、積極的に拠点づくりを進めます。また、拠点を運営する福祉推進委員会に対し、運営支援を行います。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 活動拠点が担う役割の明確化と拠点を利用した地域福祉推進への取り組み	地域福祉活動の活性化を促すために、地域ごとの社会資源（公共施設、民間の福祉施設・空き店舗等）や地域福祉活動の推進状況を明確化し、各町（校区）の福祉推進委員会に合った活動拠点の活用方法を検討・研究していきます。
2. 地域に根ざした地域福祉活動の拠点づくりと確保への積極的な働きかけ	市、地域、福祉関係者と十分な協議を重ね、公民館、学校の空き教室等の市の既存施設や民間の福祉施設等が使用できるよう、積極的に働きかけを行い、地域に根ざした地域福祉活動の拠点づくりを進めます。
3. 地域拠点づくり推進事業への取り組み	公民館や公会堂、福祉施設等のスペースを利用して活動の拠点を設置しようとする福祉推進委員会に対して、備品費、運営費の支援等を行います。

基本目標5 福祉サービス・制度の適切な利用の促進**【推進目標】**

- (1) 福祉サービスなどの充実と質の向上
- (2) 安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

(1) 福祉サービスなどの充実と質の向上

地域ケア*という視点に立ち、住民の地域福祉活動である「ふれあいいきいきサロン」や「会食会」等が活発に実施されるように支援するとともに、利用者本位、自立支援に向けたサービス提供をめざし、職員の資質向上、柔軟な苦情・相談対応、適正な情報提供等、安心・安全なサービス提供に努めます。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 利用者本位のサービス提供	介護保険等事業所経営会議において、サービス提供実施状況の把握及び分析を行い、利用者に対し安全・安心な質の高いサービスを提供するとともに、給付費収入等による効率的な事業経営をめざします。
2. サービスを提供する専門職（サービス提供責任者*及びヘルパー等）の資質の向上	利用者本位のサービスを提供するために、マンパワー*の確保、研修の充実と職員の資質向上、苦情・相談への柔軟な対応ができる事業所経営をめざします。
3. 小地域福祉部会活動推進事業の推進	小地域福祉活動が活発になることで、住民の主体的なたすけあい活動が推進されるという観点から、小地域福祉の推進組織である小地域福祉部会に対し、さらに活動を進めていくための支援等を行います。
4. 自立支援に向けた介護予防マネジメント*への取り組み	地域包括支援センター*の適正な人員配置に努め、利用者に遅滞なくサービスを提供するとともに、とりわけ、増加が予想される特定高齢者（要介護状態になるおそれのある高齢者）にかかるマネジメントについては、チームアプローチ機能*（①保健師・②主任介護支援専門員、③社会福祉士の3職種の専門性を活かした支援）の一層の強化を図り対応していきます。 また、介護予防の普及啓発や特定高齢者通所事業終了者のフォロー等の実施に努めます。

(2) 安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

福祉サービス利用援助事業*の実施や地域包括支援センター*の機能を活かし、利用者が福祉サービスや制度を適切に選択できる体制づくりをめざします。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 市民福祉相談窓口としての対応	福祉全般の相談窓口として開設している市民福祉相談等、社協職員による相談支援を行うとともに、必要に応じて専門機関につなぐなど、制度・福祉サービスの情報提供を行います。
2. 福祉サービス利用援助事業の推進と周知・普及	福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、日常的な金銭管理などを援助する生活支援員を配置して、判断能力に不安のある高齢者や障害者を支援します。
3. 権利擁護事業（地域包括支援センター）の推進	高齢者の権利擁護のために、虐待防止への相談・対応を実施するとともに、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度*等の周知に努めます。
4. 第三者機関によるサービス評価と適正な介護サービス情報の開示	介護サービス事業において、利用者がサービスを適切に利用できるよう、「介護サービス情報の公表制度*」による第三者機関の評価を受け、適正な介護サービス情報を公表します。

基本目標6 安全で安心して暮らせる環境づくり**【推進目標】**

- (1) 地域における相談機能の充実
- (2) 防災・安全対策の充実

(1) 地域における相談機能の充実

福祉委員の活動を核にした小地域福祉活動*を積極的に推進し、要援護者*の早期発見と地域における見守り活動の強化に努めます。また、地域包括支援センター*の機能を活かして、身近に相談できる窓口づくりを進めます。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 「ひとり暮らし高齢者食事サービス*事業」による見守り活動の強化	地域のひとり暮らし高齢者等に対して、週1回、高齢者向けに配慮した食事を調理し、居宅に訪問して提供するとともに、利用者の安否確認をし、異常があれば関係機関等に連絡を行います。
2. 地域見守り運動事業*の推進	要援護者*の早期発見や高齢者のひきこもり等を予防するため、小地域での見守り活動を強化します。また、「もしものときの連絡カード」、「れんらくばん」を活用し、緊急時に地域で対応できるネットワークづくりに努めます。
3. 身近な地域の相談役である福祉委員*の周知	地域の身近な相談役として期待される福祉委員の役割の周知に努めるとともに、身近な相談者としての役割を果たしてもらえるよう、各種研修内容の充実を図ります。
4. 出前相談窓口等による柔軟な相談体制への対応（地域包括支援センター）	市内の地域包括協力センター*との連携を一層強めるとともに、市民の身近な窓口である公民館等に相談員が出向き、定期的に出前相談窓口を開設します。 また、具体的な相談内容を設定し（講和と相談受付など）、住民にわかりやすく、来てもらいやすい相談窓口づくりに努めます。

(2) 防災・安全対策の充実

誰もが地域で安心して生活できるように、地域での生活を困難にさせる要因であるバリア*を取り除くための取り組みが必要です。

高齢者、障害者等の日常生活における移動手段やコミュニケーション手段の確保に加え、災害時においては、日ごろ援護を必要とする人たちだけでなく、誰もが要援護者*になるとの観点から、安全・安心で災害に強い地域づくりを推進します。

重点推進項目	取り組みの内容
1. 障害者等の移動手段の確保	障害者自立支援法における地域生活支援事業（移動支援事業）*の事業所として、障害者の社会生活上必要な外出や余暇活動に伴う移動支援のサービスを提供します。
2. 聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保	聴覚、言語機能、音声機能障害など意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション手段の確保に努めます。
3. 災害ボランティアセンターの体制整備	災害救援マニュアルの作成、災害ボランティアの育成とともに、これまで進めてきた小地域福祉活動*を活かし、災害時に支援できる地域の福祉力の向上に努めます。
4. AED（自動対外式除細動器）*の設置と活用	一人でも多くの市民の命を守るという観点から、福祉保健センター及び生きがい対応型デイサービスセンターにAEDを設置するとともに、使用方法などの周知・普及を進めるため、市と協働して講習会等を実施していきます。

第4章 社協経営の強化方策

1 社協発展・強化計画策定の意義

この章では、前章（第4章）で掲げた「基本目標の実現」に向かって必要な社協組織自体の課題を明らかにし、社協組織の経営基盤強化を見据えた方策を示しています。

第1章-2の「地域福祉を取り巻く情勢と課題」で確認したように、本市においても生活課題が潜在化・複雑化していること、また、厳しい財政状況の中で、地域福祉の推進に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

本計画策定を通して得られた、「一人ひとりが思いやり・心ふれあう・ぬくもりのまち高砂に！」という基本理念を掲げて、社協の「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する」という使命と地域福祉推進の中核的な団体としての役割を果たせる組織の経営基盤の強化に努めます。

(1) 地域福祉推進をめざした社協の地域福祉経営のあり方

地域福祉経営とは「住民、行政、関係機関・団体などのさまざまな地域の主体が、当事者の生活課題の解決を目的に地域のビジョンを描き、その実現に向けて協働しながら、あらゆる地域資源を最大限活用したり、創造したりすることを通じて、地域の福祉力を高める取り組み過程全体」（県社協「ささえあうまちづくり推進プラン4」抜粋）を指します。

すなわち、本計画の策定から取り組みに至る過程そのものが、まさしく、「地域福祉経営」という考え方に基づいており、社協は、この「地域福祉経営」という視点に立って、その一役を担うための経営ができる組織基盤の強化を進めていかなければなりません。

言い換えると、法人個体としての組織発展だけを考えるのではなく、地域全体の発展をめざす中での、社協としての役割を明確にした組織の経営基盤強化が必要なのです。

(2) 社協経営の3つの原則

社協組織の経営基盤強化への取り組みとして、上述の「地域福祉経営のあり方」を踏まえた上で、社協らしい経営スタイルを3つの原則としてまとめると、以下の表のとおりとなります。この「社協経営の3つの原則」に立って、社協経営の強化方策を示します。

「地域福祉経営」をめざす社協経営の3つの原則

**住民の意思決定に基づく
組織経営**

(**住民協議体**としての特性)

[社協経営の原則1]

**協働の促進による運動
推進**

(**運動推進体**としての特性)

[社協経営の原則2]

**公共性を基盤にした事業
実施**

(**事業体**としての特性)

[社協経営の原則3]

2 取り組むべき経営強化方策と重点推進項目

ここでは、「社協経営の3つの原則」に基づいて、社協組織の経営基盤強化に必要な方策を「3つの経営強化方策」として明らかにし、その具体的な取り組みとして「重点推進項目」を設定しました。

なお、「経営強化方策」と「重点推進項目」は、前計画である「第3期高砂市地域福祉活動計画（12年度～15年度）」の検証、「本計画策定にあたって明らかになった地域福祉課題」に対する実施事業の検証、さらに「社協経営強化の点検項目」を活用した検証の結果をもとに、社協組織の課題として特に重要なものを抽出し、設定しました。

この社協経営の強化方策を「社協発展・強化計画」として位置づけ、社協組織の経営基盤強化に取り組んでいきます。

経営強化方策 1 多様な市民層が参加・参画した組織づくり

(※ 社協経営の原則1：「住民協議体としての特性」)

社協を「経営する主体」、「意思決定を行う主体」は地域を構成するすべての人々であり、**地域の福祉力を高めるための市民の意思が、社協の活動・事業、組織経営や財務の隅々に行き渡る必要があります**。そのために、民間団体としての適正な経営判断を行い、かつ公共性と民間性を併せ持つ地域福祉を進める団体として、市民から信頼される組織づくりをめざすことが求められています。

よって、市民からの負託を受けて「社協の事業執行に責任を負う理事」及び「事業に関わる意思決定を行う評議員」が、地域福祉を進める社協の使命と役割を果たすことができるよう、事務局は理事・評議員と十分協議を重ねながら、合意形成を図るための働きかけを積極的に行い、経営を判断できる適正かつ必要な情報を提供していく取り組みを一層進めます。そして、これらの取り組みにより、社協活動が活性化され、「地域福祉推進にはなくてはならない存在」と言われる社協をめざして、地域福祉経営を支える社協の組織づくりに努めます。

重点推進項目 市民主導の意思決定が行われる理事会・評議員会機能の強化

- ① 担当理事制の推進により、事務局主導の組織経営を改善し、理事会と共に経営を支える事業執行体制づくりに向けた経営基盤強化に取り組みます。
- ② 事業推進の改善策等を検討する委員会機能を活かして、事業執行の判断ができる適正かつ必要な情報を理事会に提供し、合意形成を図るための積極的な働きかけを行います。
- ③ 各種団体、行政、関係機関、学識経験者以外に、社協会員である市民が評議員会、各種委員会に参画できる一般公募枠の拡充による評議員会・各種委員会機能の活性化に向けた取り組みに努めます。

経営強化方策2 主体性が発揮できる財源づくり

(※ 社協経営の原則2：「運動推進体としての特性」)

社協は、市民、地域、福祉関係者、市と協働*して、高砂市の地域福祉課題解決のための行動をおこす「運動推進体」としての特性をもっていますが、「運動推進体」として行動をおこすときに最も影響を受けやすい要因として、特に市の福祉施策動向が挙げられます。

現在の社協の実施事業を分析すると、社協全体の事業のうち、市受託事業や補助事業の割合がかなり高いといえます。それゆえに、市の福祉施策動向により、社協活動が左右され、地域福祉推進に大きな影響を及ぼしていくという課題が挙げられます。

市の福祉施策には、①地域福祉施策、②高齢者福祉施策、③障害児者福祉施策、④児童家庭福祉施策等があり、市福祉部の各担当課との受託・補助事業の実施によるサービス提供に依存してきた「社協の事業運営のあり方」の改善に取り組まなければなりません。

本計画策定を契機に「社協だからこそ実施できる事業である」との発想転換を図り、地域福祉推進に必要な社会資源として、これら受託・補助事業をうまく活用し、「地域福祉経営」の視点に立った組織の経営基盤強化に努めます。

一方で、社協の主体性が発揮できる事業を行うために、必要な財源づくりへの取り組み強化を図ります。

重点推進項目 主体性が発揮できる財源づくりと受託・補助事業の活用

- ① 市受託事業、補助事業を展開するにあたり、事業概要の周知、成果を常に検証しながら、地域の社会資源として活用していく取り組みを推進します。
- ② 組織の経営基盤強化に活用できる自主財源（社協会員会費、介護保険事業収入等）の拡充に対する取り組みを推進します。
- ③ 市民からの善意の財源である善意銀行寄付金や共同募金で実施した事業について、その使途を明確化することにより、市民の共感と理解が得られるための広報活動を強化します。
- ④ 繰越金の安全運用による利息収入の拡充と定期預金の分散化等ペイオフ対策の徹底を図ります。
- ⑤ 外部監査導入の検討と予算執行状況把握システムづくりに向けた会計処理体制の整備を進めます。

経営強化方策3 地域福祉の視点を基盤にした職員の専門性の強化

(※ 社協経営の原則3：「事業体としての特性」)

社協の経営は、一部の人々の利益追求が目的ではなく、地域に暮らす一人ひとりと地域全体の福祉の向上を目的としています。

すなわち、社協は、すべての市民に対する経営の透明性と説明責任を強く求められる組織であるといえます。加えて、社会福祉法第24条で規定されているように、質の高いサービスの提供と、事業の「確実性」・「効果」・「適正」も求められています。よって、社協が事業を展開するには、高い倫理性の保持と法令遵守が基本となります。

さらに、その公共性ゆえに「経済性」や「効率性」の追求だけでは対応できない生活課題に対しても、先駆的・開拓的に対応することが求められています。

以上のことから、社協が質の高いサービスを提供するために、人材の確保、専門性の高い職員の育成、労働環境の改善を含めた人事労務管理の強化に努めます。

また、地域福祉の実現に向けた活動を展開するために、職員が従事する業務に必要な専門性の向上だけでなく、職員全員が地域福祉の視点を共有して、専門性を発揮できるコミュニティワーカーとしての資質の向上に努めます。

重点推進項目 事務局組織の体制整備と人事労務管理の強化

- ① 事務局の各部門が所管する所掌事務（事業）の共有化を図るために、部門や担当業務を超えた事務連携の充実を図ります。
- ② 諸規程、関係法令等の役職員への周知・遵守及び個人情報保護に配慮した適正な事業実施に努めます。
- ③ 社協の使命や役割、本計画の基本理念等を全職員が共有・理解して業務を遂行することができるコミュニティワーカー*としての資質向上への取り組みを進めます。
- ④ 職員養成、人事考課制度導入、待遇条件の改善等により、職員の士気と専門性を高める「トータル人事労務管理*」システムづくりを検討します。
- ⑤ 衛生委員会の意見を取り入れた、職員が働きやすい職場環境改善への取り組みを進めます。
- ⑥ 事業規模拡大に伴う事務局職員増員等による中間管理職の育成と適正な人員配置の検討を行います。
- ⑦ 実施事業の進捗状況・成果・課題等を、所管の委員会、理事会に定期的に報告し、事業評価と改善活動に向けた取り組みを強化します。
- ⑧ 各部門の苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置の明確化を図り、苦情解決システムの構築に努めます。
- ⑨ 事故につながる可能性がある事象の報告（ヒヤリハット*報告）のルール化を図り、危機管理システムの構築に努めます。

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の推進

本計画の推進にあたり、第3章及び第4章で示した「重点推進項目」について、既存及び新規事業の中で、各事業を所管する社協組織の4つの部門（①法人経営部門、②地域福祉活動推進部門、③地域包括支援センター部門、④収益事業部門）により事業を展開していきます。

さらに、事業を推進する中で、新たに出てきた懸案事項、課題等については、各部門の担当理事を含めた社協事務局の担当者会議や各部門所管の委員会等で改善策を検討し、事業を推進するとともに、部門ごとの進捗状況や成果についての評価・検証を併せて行います。

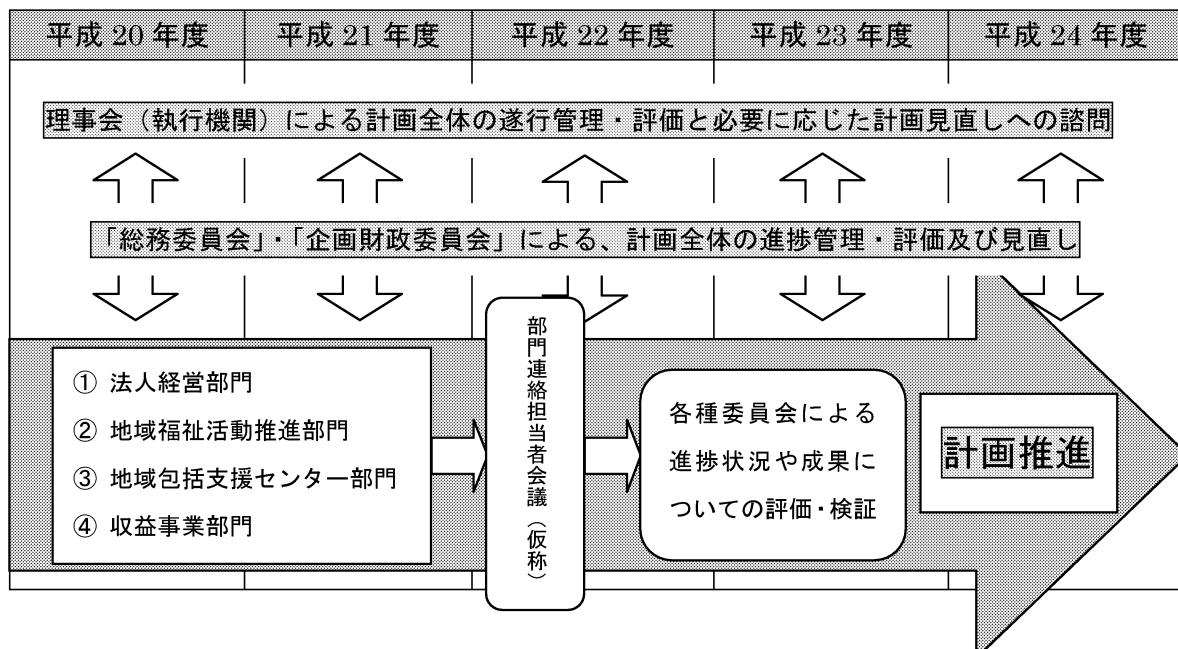
また、地域福祉にかかる課題や問題は、部門間にまたがる案件もあるため、各部門が所管する事業のみだけでなく、職員全員が共通認識をもって事業推進にあたるとともに、各部門が連携して取り組める体制づくりに努めます。

2 必要に応じた計画の見直し

第1章-3の「計画の策定の基本的考え方」で示したように、本計画は、市の「地域福祉計画」と協働して策定しており、地域福祉課題、基本理念、基本目標、取り組みの方向性を共有しています。従って、市で設置予定の「(仮称)高砂市地域福祉計画推進委員会」に参画し、協働して計画推進に取り組んでいきます。

また、策定段階で地域の課題として挙がっていながら本計画に反映できていない事項や、計画期間内で新たに生じた課題について、理事会をはじめ、「総務委員会」、「企画財政委員会」により引き続き検討を行うとともに、必要に応じ本計画の見直しを行います。

【計画の進捗管理と評価】



第6章 参考資料

1 策定に至るまでの経過

(1) 第4期高砂市地域福祉推進計画策定委員会の開催

第4期高砂市地域福祉推進計画策定委員会規程

(目的)

第1条 第4期高砂市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、高砂市における地域福祉の向上をはかるとともに、今後のニーズ、福祉課題に対応するため、高砂市社会福祉協議会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応え、平成20年度から平成24年度までの5箇年における第5次高砂市社会福祉協議会発展計画を兼ねる高砂市地域福祉推進計画を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 この委員会は、次の各号に定める事項を処理する。

- (1) 高砂市地域福祉推進計画策定に関する事項
- (2) 理事長が付議した事項
- (3) 委員から書面により付議された事項
- (4) その他、委員長が必要と認めた事項

(委員の構成)

第3条 この委員会は委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から理事長が委嘱する。

- (1) 高砂市社会福祉協議会理事
- (2) 高砂市社会福祉協議会評議員
- (3) 市（行政）当該部局職員
- (4) 関連する専門機関・施設職員
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長はこの会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席によって開かれ、その議事は出席委員の過半数をもって決する。
ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(実務者部会等の設置)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、実務者部会又は作業部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、高砂市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成18年8月4日から施行する。
- 2 委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、理事長が委嘱した日から翌々年の3月31日までとする。
- 3 最初に招集される委員会は第7条の規定にかかわらず理事長が招集する。

第4期 高砂市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏名
高砂市社会福祉協議会前副理事長 (高砂市民生委員・児童委員協議会)	◎西田 朗 (~H20.2.5)
高砂市社会福祉協議会理事 (阿弥陀町連合自治会・福祉推進委員会)	○野々村 康吉
高砂市社会福祉協議会副理事長 (高砂町連合自治会・福祉推進委員会)	白川 武夫
高砂市社会福祉協議会副理事長 (高砂市連合婦人会)	北野 美智子
高砂市社会福祉協議会理事 ([前任] 米田町連合自治会・福祉推進委員会) ([後任] 中筋校区連合自治会・福祉推進委員会)	長谷川 裕巳 (~H19.9.27) 横井 時成 (H19.9.28~)
高砂市社会福祉協議会理事 (知的障害者更生施設 あかりの家)	三原 憲二
高砂市社会福祉協議会理事	富士原 一成
高砂市社会福祉協議会評議員 (高砂市老人クラブ連合会)	木村 茂子
高砂市社会福祉協議会評議員 (高砂市民生委員・児童委員協議会)	石原 弘美 (~H20.2.5) 濱田 邦夫 (H20.3.4~)
高砂市社会福祉協議会評議員 (高砂ボランティア連絡会)	大塚 栄子
高砂市社会福祉協議会評議員 (高砂市身障者福祉協会)	横山 昌和
高砂健康福祉事務所所長	藤原 泰仁
高砂市福祉部次長	正木 敏彦 (~H19.3.31) 山本 広幾 (H19.4.1~)
兵庫県社会福祉協議会地域福祉部部長	馬場 正一 (~H19.3.31) 手島 洋 (H19.4.1~)
高砂市社会福祉協議会事務局長	天野 巧

◎は委員長 ○は副委員長 (敬称略)

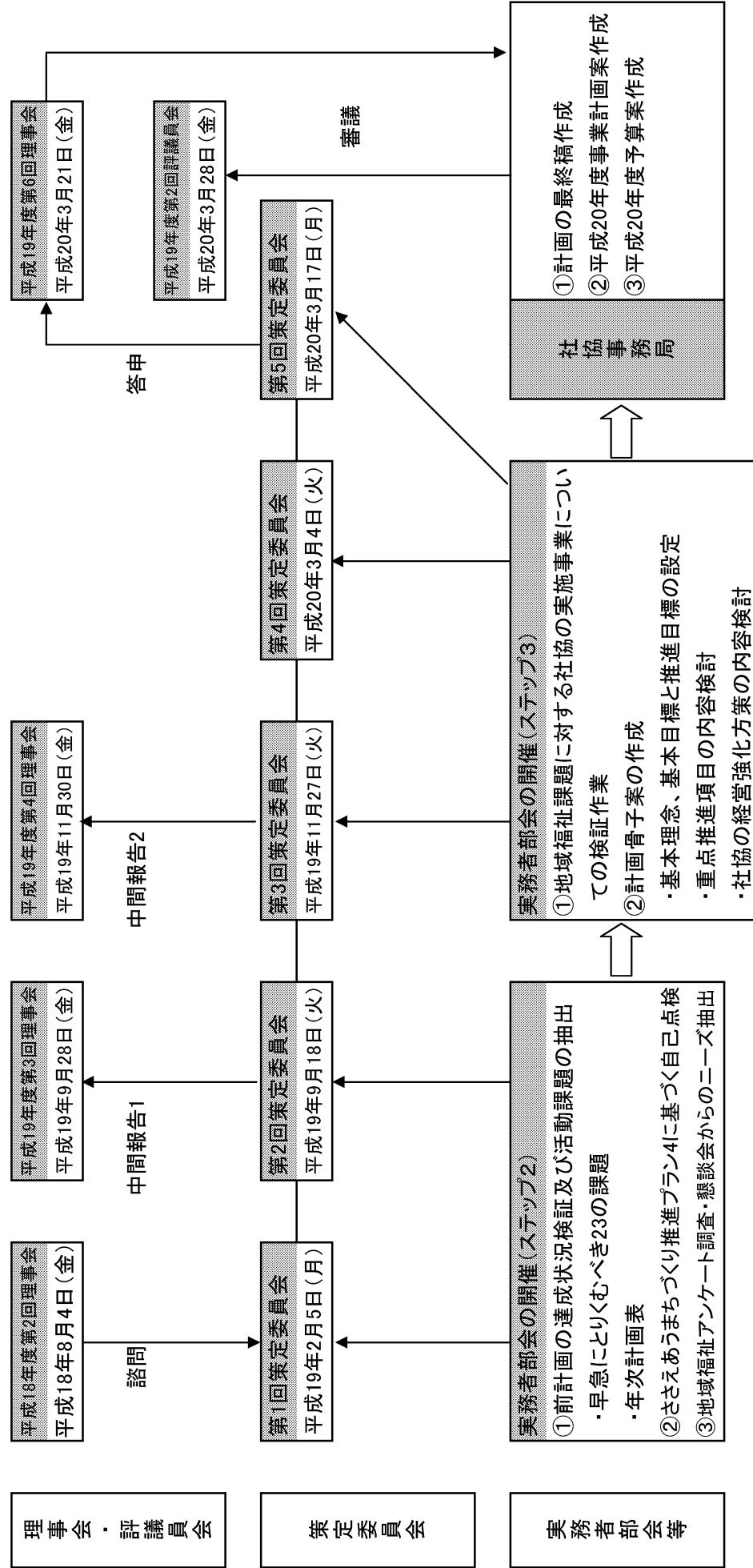
第4期 高砂市地域福祉推進計画策定委員会開催状況

回 数	開催年月日	議 題
第1回	平成19年2月5日	(1) 策定にあたっての趣旨説明 (2) 策定作業の進め方と今後の日程 ① 高砂市地域福祉計画との協働策定作業の実施について ② 策定委員会の日程と実務者部会の設置について (3) 第3期高砂市地域福祉活動計画の検証結果について
第2回	平成19年9月18日	(1) 計画策定作業の進捗状況について (2) アンケート調査、地区別懇談会の結果について ① 地域福祉に関するアンケート調査結果より ② 地区別懇談会から出された意見結果より ③ 既存・統計データからみた高砂市の地域福祉の現状 (3) 「第4期高砂市地域福祉推進計画」の基本的な考え方について (4) 地域福祉課題の整理と計画策定の方向性について ・地域福祉に関する課題の整理
第3回	平成19年11月27日	・高砂市地域福祉推進計画の骨子案について
第4回	平成20年3月4日	(1) 高砂市地域福祉推進計画の骨子案について ① 全体の構成 ② 第1章 計画策定にあたって ③ 第2章 高砂市の地域福祉課題と基本目標 ④ 第3章 高砂市地域福祉推進計画 (2) 社協経営の強化方策（社協発展・強化計画）について
第5回	平成20年3月17日	(1) 高砂市地域福祉推進計画（最終稿）について (2) 社協発展・強化計画について (3) 参考資料の内容について (4) 概要版（ダイジェスト版）の作成について

※詳細は、別紙1（35ページ）参照

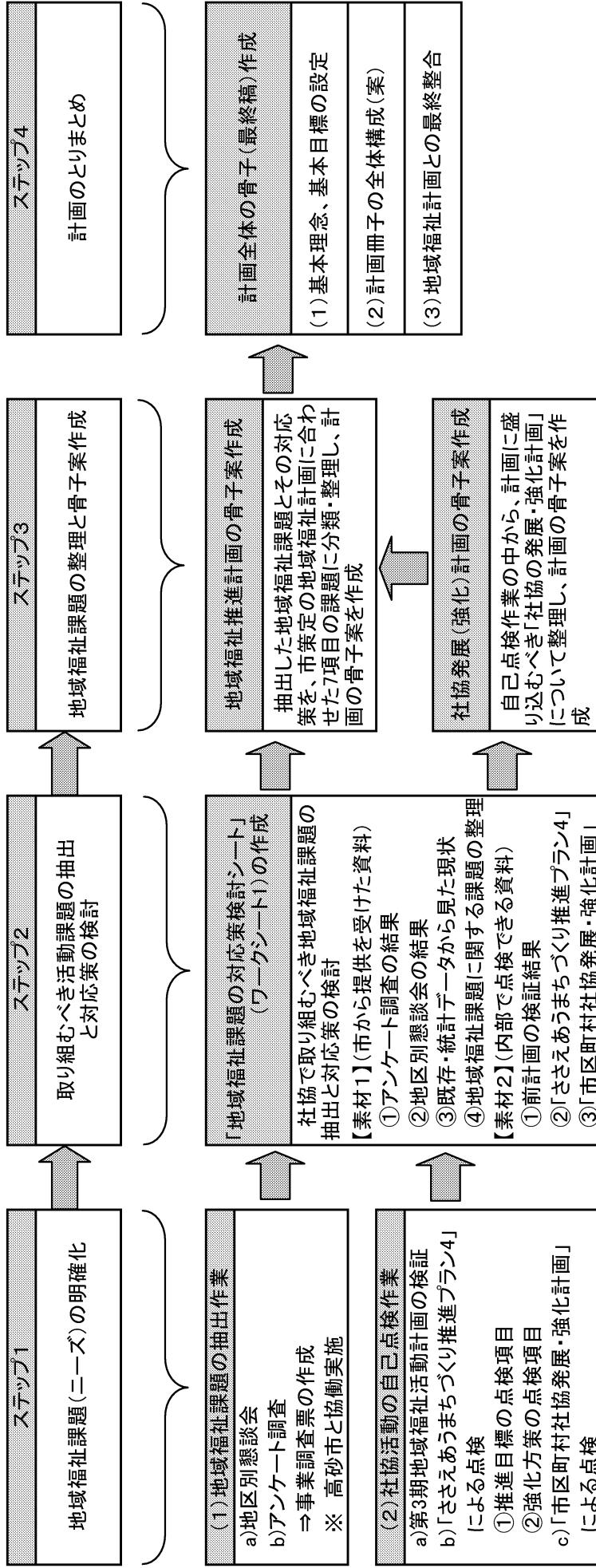
第4期 高砂市地域福祉推進計画(平成20～24年度)の策定委員会開催日程

1. 本計画策定については、高砂市の地域福祉計画策定と協働して実施し、地域福祉ニーズ等の課題抽出を行った(ステップ1)。
2. 策定作業は策定委員会及び実務者部会を設置し進めた。

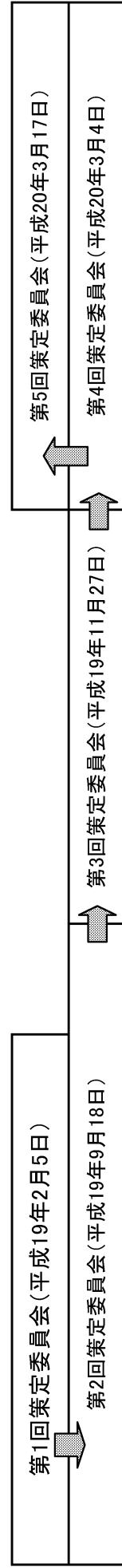


計画策定作業の進め方

1. 実務者部会における策定作業のながれ



2. 策定委員会の開催予定



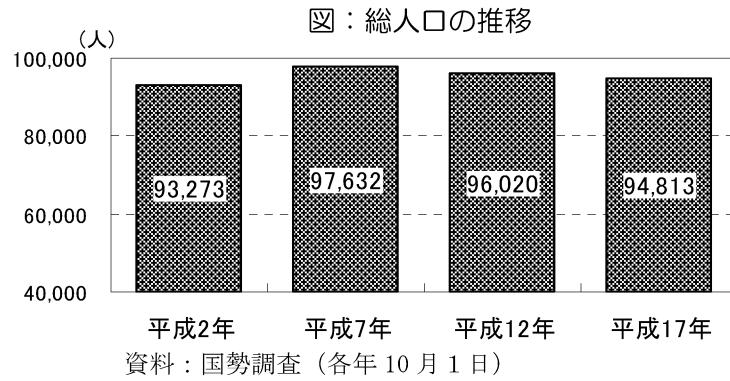
高砂市の現状と課題

1. 高砂市の状況

1) 人口と世帯構成の推移

(1) 総人口の推移

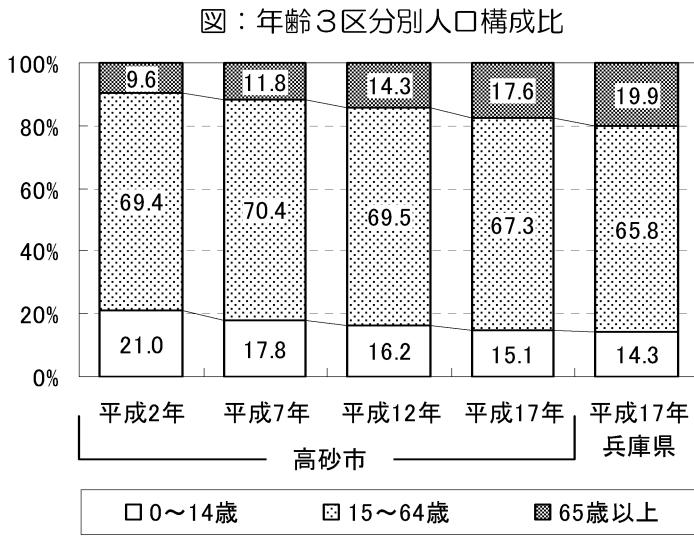
総人口については、平成 7（1995）年の 97,632 人から微減傾向となり、平成 17（2005）年では 94,813 人となっています。



(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

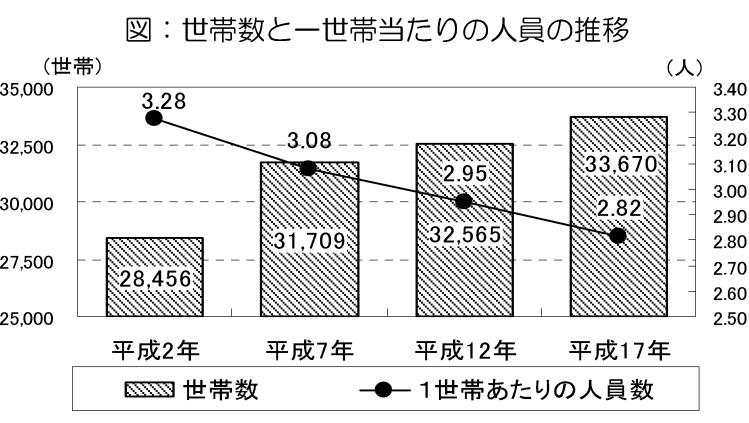
平成 2（1990）年から平成 17（2005）年にかけて、0～14 歳の年少人口は 21.0% から 15.1% と 5.9 ポイント減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者人口は 9.6% から 17.6% と 8.0 ポイント増加しており、兵庫県平均よりは低くなっているものの、少子高齢化が進行していることがわかります。



(3) 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯数は増加傾向にあります。その一方で、一世帯当たりの人員数は、平成 2（1990）年の 3.28 人から平成 17（2005）年には 2.82 人と減少傾向にあります。

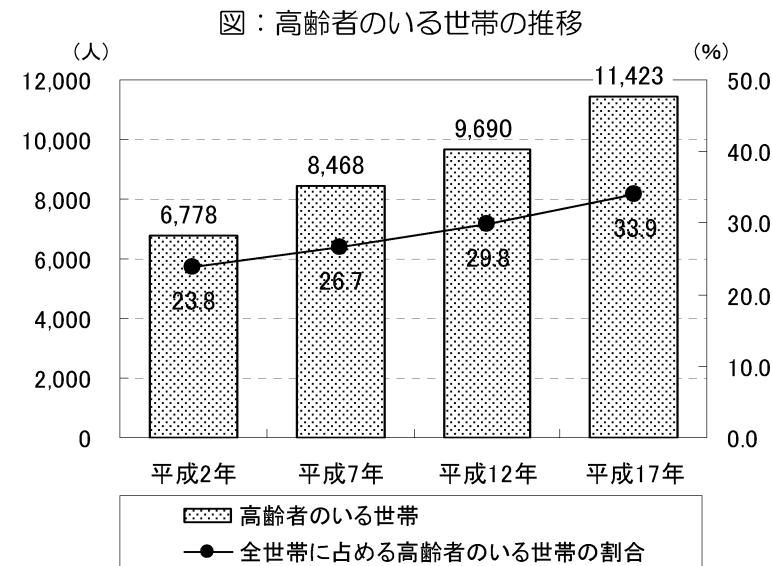


2) 高齢者の動向

(1) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数については、平成2（1990）年には6,778世帯が平成17（2005）年には11,423世帯と、全世帯数の増加や高齢化の進行により、増加傾向にあります。

また、全世帯に占める高齢者のいる世帯の割合についても、平成2（1990）年には23.8%が、平成17（2005）年には33.9%と10.1ポイント増加しています。

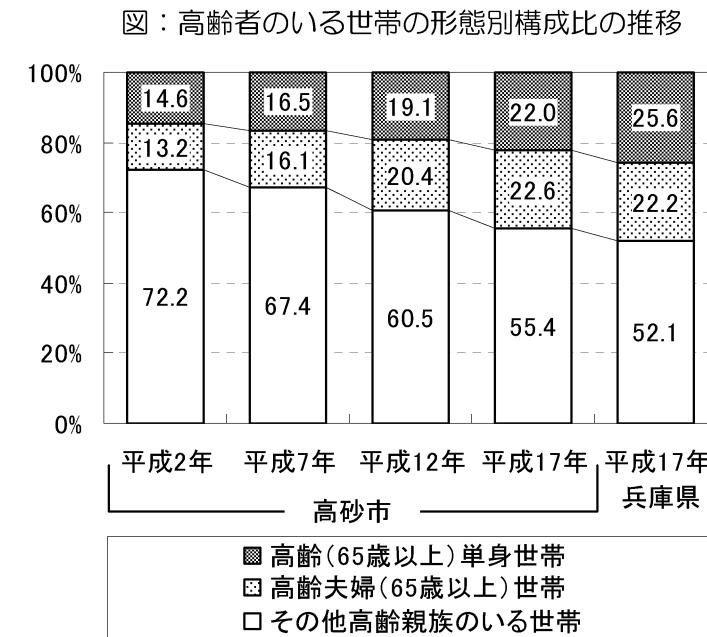


資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

平成2（1990）年から平成17（2005）年にかけて、高齢（65歳以上）単身世帯は14.6%から25.6%と11.0ポイント増加しています。また、高齢夫婦（65歳以上）世帯についても、13.2%から22.2%と9.0ポイント増加しており、高齢者のみの世帯が大きく増加していることがわかります。

一方、平成17（2005）年において、高齢（65歳以上）単独世帯が占める割合は、兵庫県平均を下回っています。



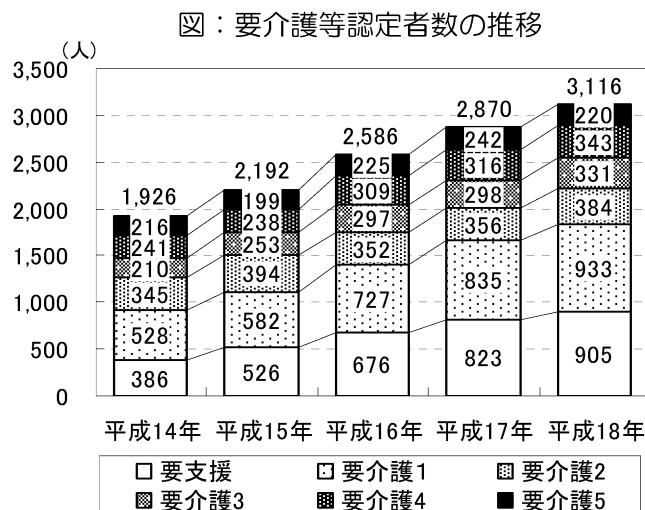
資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 介護保険※における要介護等認定者数の推移

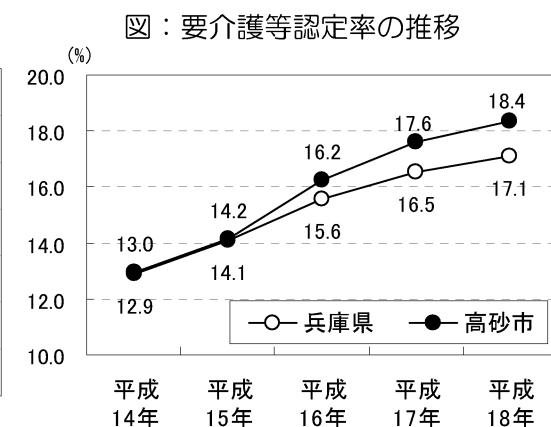
平成14（2002）年から平成18（2006）年にかけて、要介護等認定者数は1,926人から3,116人と約1.5倍の増加となっています。また、要介護度別で見ると、要支援

が平成 14 (2002) 年から平成 18 (2006) 年にかけて約 2 倍の増加となっています。

さらに、要介護等認定率（65 歳以上の人口に占める要介護等認定者数の割合）を見ると、平成 14 (2002) 年から平成 18 (2006) 年にかけて、13.0% から 18.4% と 5.4 ポイント増加しています。加えて、兵庫県平均と比較しても高くなっています。



資料：兵庫県高齢者保健福祉関係資料
(各年 2 月 1 日、第 1 号被保険者のみ)



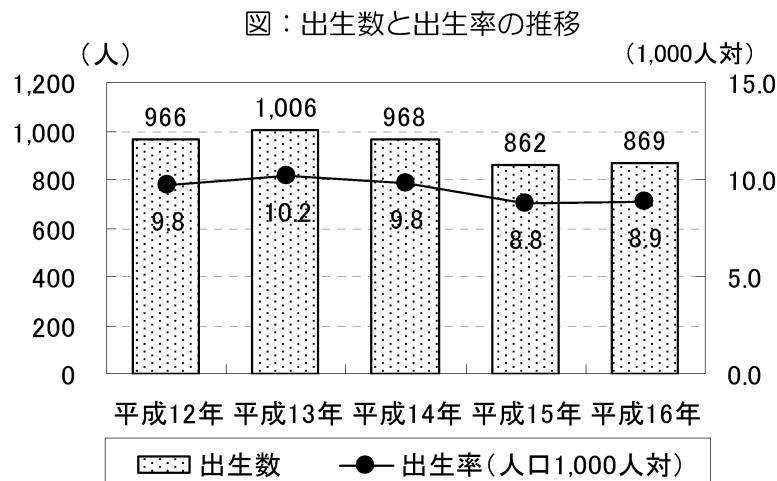
資料：兵庫県高齢者保健福祉関係資料
(各年 2 月 1 日、第 1 号被保険者のみ)

3) 子どもの動向

(1) 出生数と出生率の推移

出生数は平成 13 (2001) 年の 1,006 人から減少傾向となっており、平成 16 (2004) 年には 869 人となっています。

また、出生率（人口 1,000 人に対する出生数）についても、出生数と同様に微減傾向となっています。

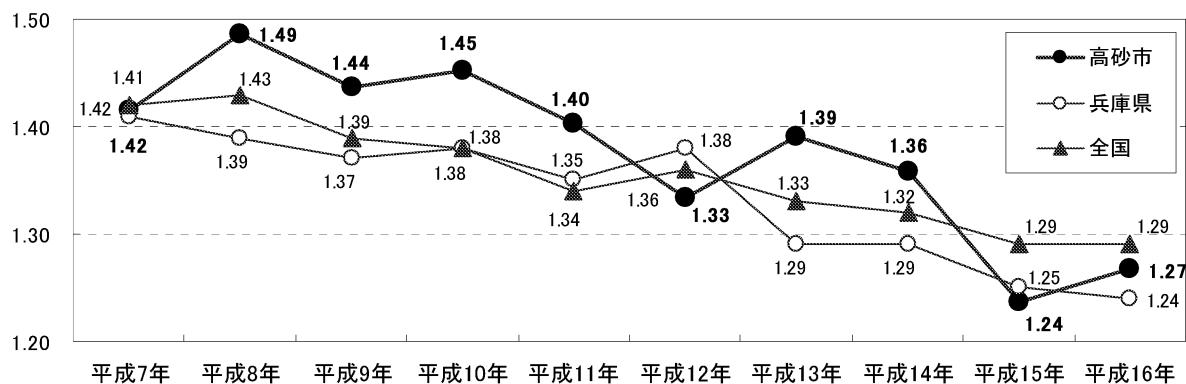


資料：兵庫県保健統計年報

(2) 合計特殊出生率※の推移

高砂市の合計特殊出生率※は、平成 7 (1995) 年から平成 14 (2002) 年までは、兵庫県や全国と比較して、平成 12 (2000) 年を除き高い水準にありました。平成 15 (2003) 年以降は兵庫県や全国とほぼ同様の水準となっています。全体の推移をみると、兵庫県や全国と同様に減少傾向にあり、高砂市においても少子化が進展していることがわかります。

図：合計特殊出生率の推移



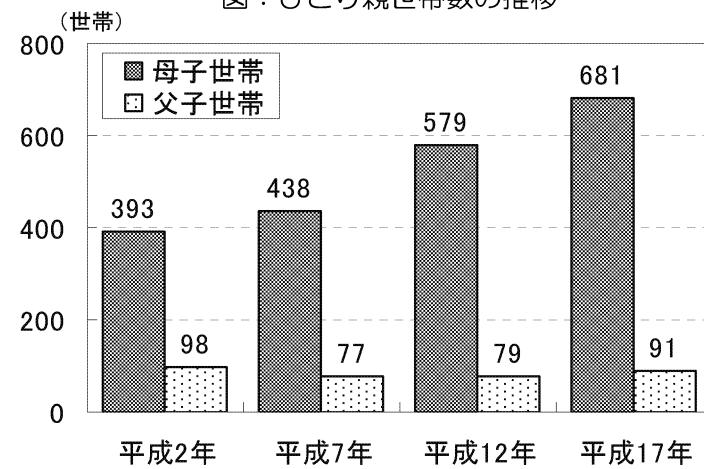
資料：兵庫県、全国は兵庫県保健統計年報、高砂市は兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口より作成

(3) ひとり親世帯数の推移

母子世帯は平成2（1990）年の393世帯が平成17（2005）年には681世帯と約1.7倍と、大きく増加しています。

また、父子世帯については、増減はあるもののほぼ横ばい状態となっています。

図：ひとり親世帯数の推移



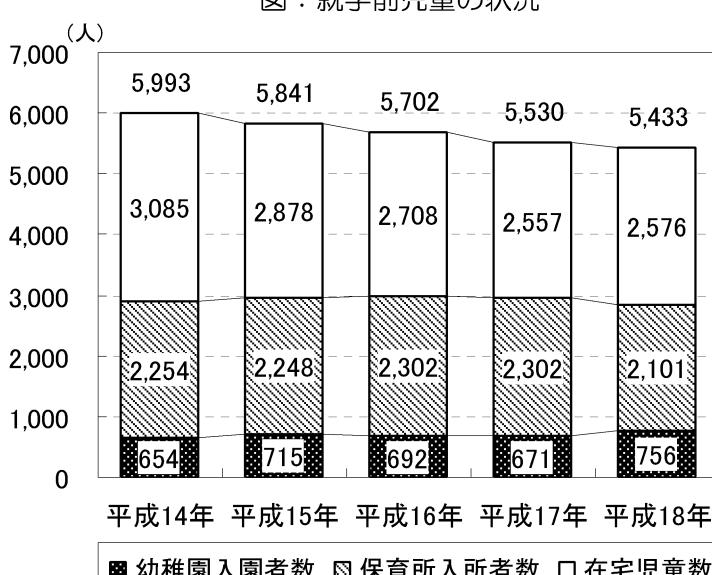
資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 就学前児童の状況

幼稚園入園者や保育所入所者については、平成14（2002）年から平成18（2006）年にかけてはほぼ横ばい状態となっています。一方、在宅児童数については、減少傾向にあり、平成14（2002）年の3,085人が、平成18（2006）年には2,576人と約500人減少しています。

平成18（2006）年の就学前児童の状況は、就学前児童のうち約14%が幼稚園、約39%が保育所、約47%が在宅にて保育されていることがわかります。

図：就学前児童の状況

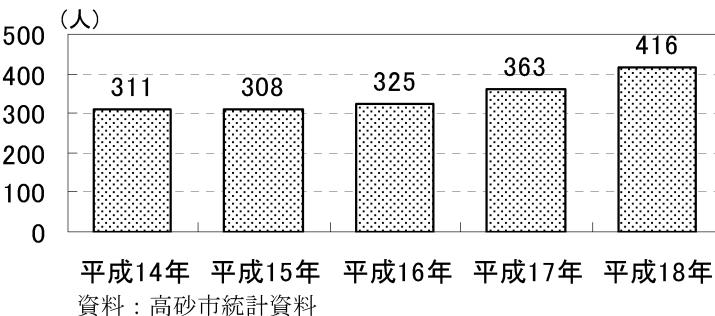


資料：高砂市統計資料

(5) 学童保育の状況

平成14(2002)年の311人が、平成18(2004)年には416人と、100人程度増加しています。

図：学童保育利用者（小学1～3年生）の推移

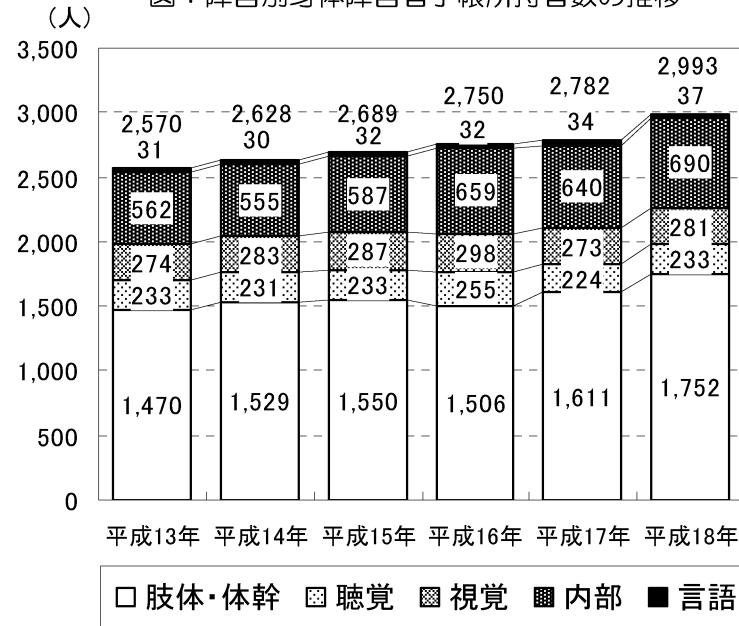


4) 障害者の動向

(1) 身体障害者※の推移

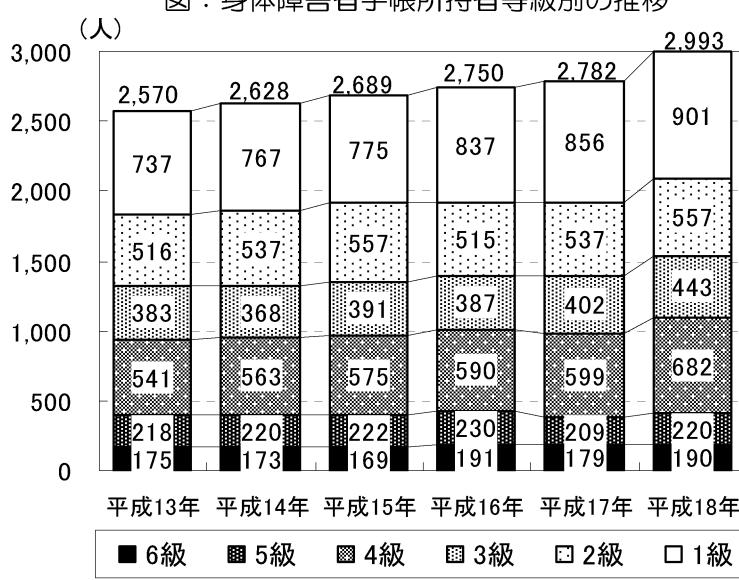
身体障害者※数（身体障害者手帳所持者数）は、平成13（2001）年から平成18（2006）年までは増加傾向にあります。また、障害別の推移を見ると、視覚障害と聴覚障害はほぼ横ばい状態ですが、内部障害や肢体・体幹障害、言語障害が増加傾向にあります。

図：障害別身体障害者手帳所持者数の推移



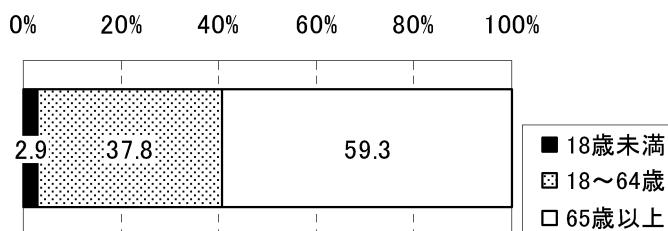
さらに、身体障害者手帳所持者等級別で見ると、1級および2級の重度障害者がほぼ半数を占めており、1級については最も増加率（平成13年から平成18年までの増加割合）が高くなっています。

図：身体障害者手帳所持者等級別の推移



平成 18 (2006) 年の年齢区分別の身体障害者※数を見る
と、65 歳以上が最も多く
59.3%、次いで 18~64 歳が
37.8%、18 歳未満が 2.9% と
なっています。

図：年齢区分別身体障害者の割合（平成 18 年）



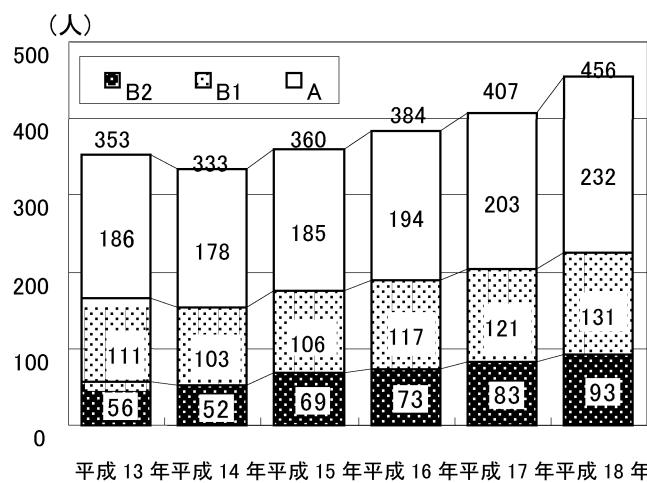
資料：高砂市統計資料

(2) 知的障害者※の推移

知的障害者※数（療育手帳所持者数）は平成 14 (2002) 年から平成 18 (2006) 年までは増加傾向にあります。

また、判定別の推移を見ると、各判定とも増加傾向にあります。特に B2 判定については、平成 13 (2001) 年から平成 18 (2006) 年にかけて、約 1.6 倍で増加しています。

図：療育手帳所持者の判定別の推移



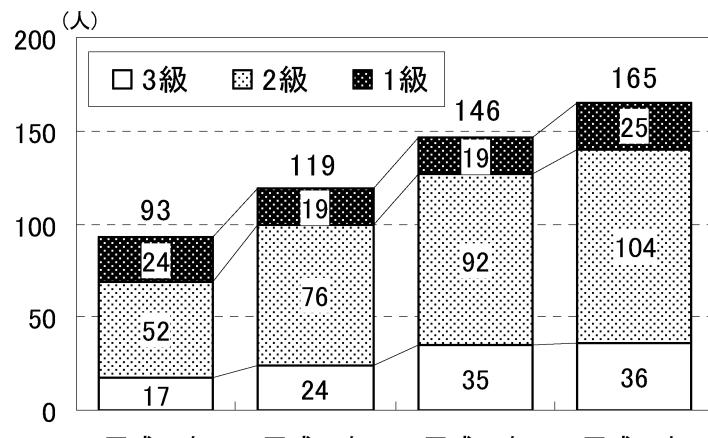
資料：高砂市統計資料

(3) 精神障害者※の推移

精神障害者※数（精神障害者福祉手帳所持者数）は平成 15 (2003) 年から平成 18 (2006) 年までは大きく増加しています。

また、等級別の推移を見ると、1 級はほぼ横ばい状態ですが、2 級および 3 級は、平成 15 (2003) 年から平成 18 (2006) 年にかけて 2 倍程度と、大きく増加しています。

図：精神障害者福祉手帳所持者の等級別の推移



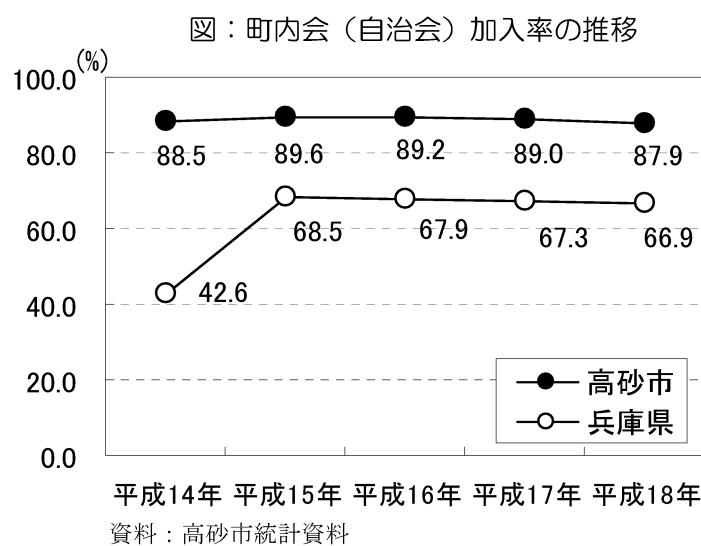
資料：高砂市統計資料

5) 地域資源の動向

(1) 町内会（自治会）

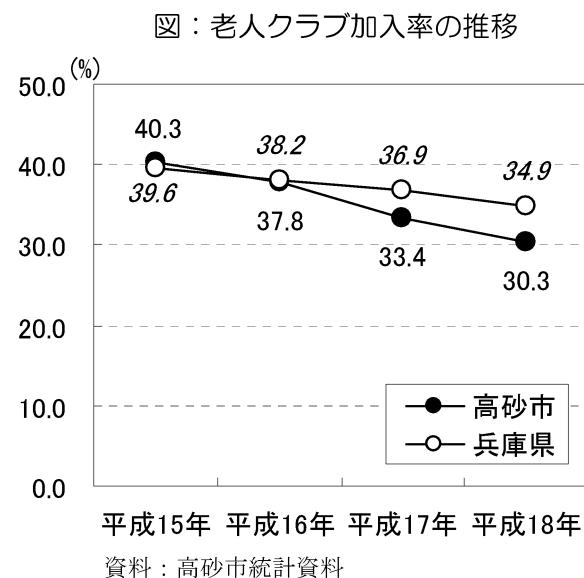
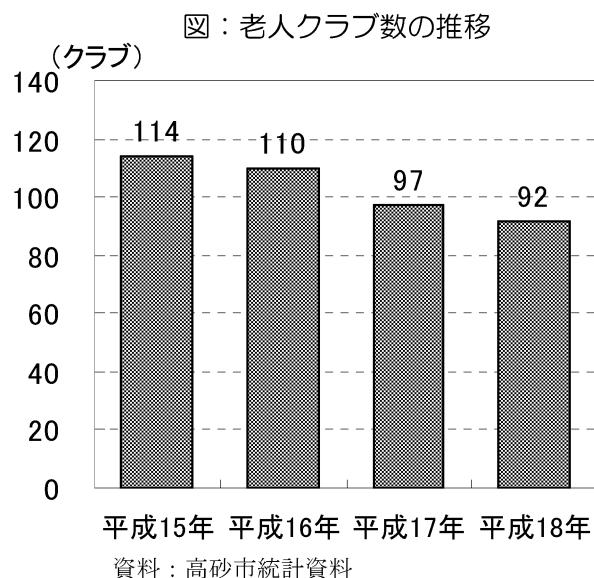
平成 18（2006）年には 126 の町内会（自治会）が組織され、32,066 世帯と全世帯の 87.9% が加入しており、加入率は兵庫県平均（66.9%）を大きく上回っています。

また、加入率の推移を見ると、平成 14（2002）年から平成 18（2006）年にかけては約 9 割程度と高い加入率を保ったまま推移しています。



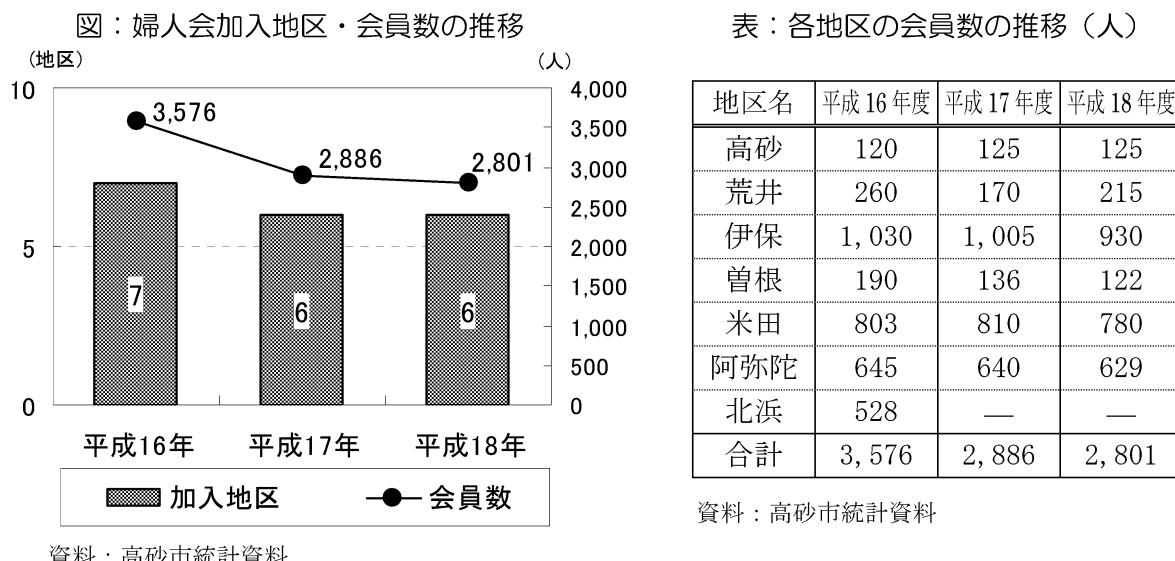
(2) 老人クラブ

平成 18（2006）年には 92 の老人クラブが組織されていますが、その数は年々減少傾向にあります。また、高齢者人口が増加している一方で、老人クラブ数の減少に伴い会員数が減少傾向にあるため、老人クラブの加入率は、平成 15（2003）年で 40.3% だったものが、平成 18（2006）年には 30.3% と 3 年で 10 ポイントも減少しています。



(3) 婦人会

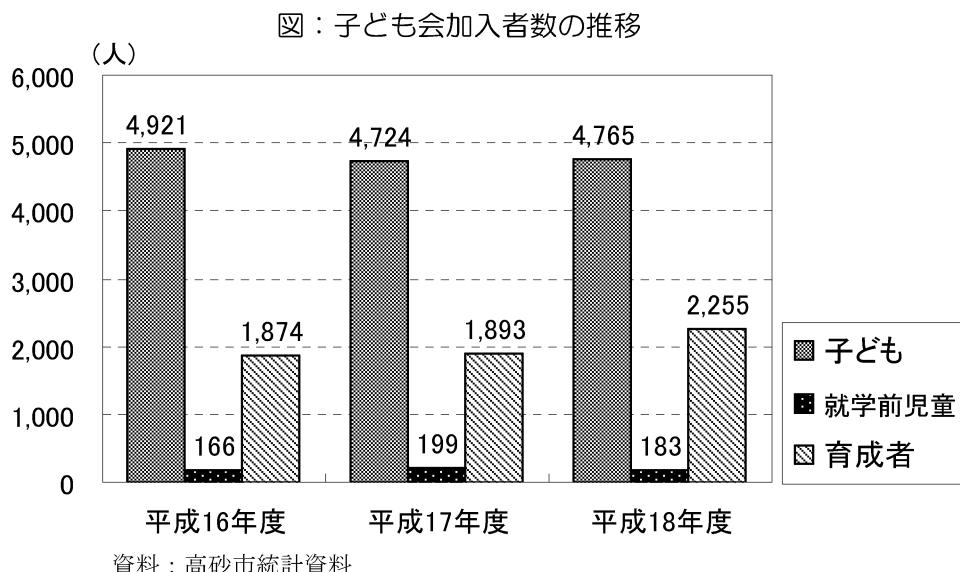
平成 18 (2006) 年には市内 6 地区で婦人会が組織され、会員数は 2,801 人となって います。



(4) 子ども会

子ども会の加入者数の推移を見ると、子ども（小中学生）は平成 16 (2004) 年度から 平成 17 (2005) 年度にかけては減少していますが、その後平成 18 (2006) 年度には わずかに増加し、4,765 人となっています。

また、就学前児童は平成 16 (2004) 年度から平成 17 (2005) 年度にかけては増加 していますが、その後平成 18 (2006) 年度にはわずかに減少し、183 人となっています。一方、育成者については平成 16 (2004) 年度から増加傾向にあり、平成 18 (2006) 年度には 2,225 人となっています。全体で見ると、子どもの数が減少傾向にあるなか、加 入者数に大きな変化は見られません。



(5) 福祉委員※

福祉委員※は市内8地区ごとに約50世帯に1人の割合で、高砂市社会福祉協議会理事長が委嘱しています。平成18(2006)年3月31日現在、849人の福祉委員※が委嘱されますが、地区によって24世帯に1人から65世帯に1人まで、福祉委員※の割合にはらつきがあります。

表：福祉委員※の状況（人）（任期平成16年6月1日～平成19年5月31日）

地区名	男性	女性	計	福祉委員の割合
高砂	73	95	168	24世帯に1人
荒井	26	55	81	54世帯に1人
伊保	37	81	118	65世帯に1人
中筋	22	32	54	46世帯に1人
曾根	72	46	118	38世帯に1人
米田	60	114	174	42世帯に1人
阿弥陀	29	60	89	45世帯に1人
北浜	18	29	47	45世帯に1人
合計	337	512	849	43世帯に1人

資料：高砂市統計資料（平成18年3月31日現在）

(6) 民生委員・児童委員※

平成18(2006)年12月現在、160人の区域担当民生委員・児童委員※、8人の主任児童委員、320人の民生・児童協力委員が選任されていますが、民生委員・児童委員※については、地区によって183世帯に1人から333世帯に1人まで、委員の割合にはらつきがあります。

表：民生委員・児童委員※、民生・児童協力委員の状況（人）

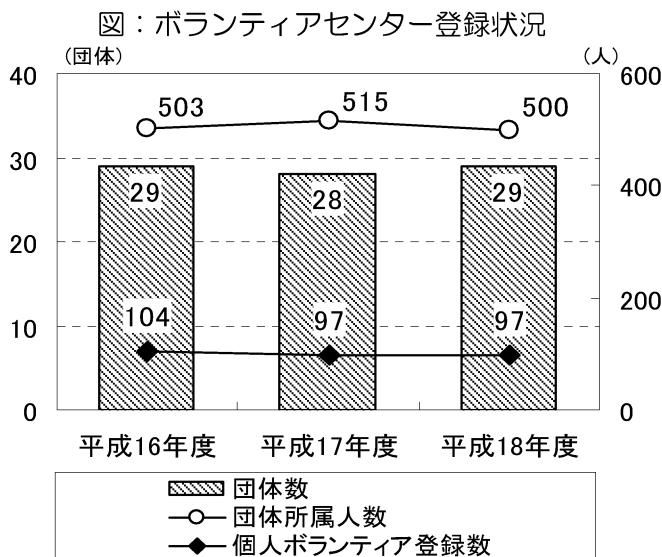
地区名	区域担当 民生委員・児童委員	主任児童委員	民生・児童協力委員	民生委員・児童 委員の割合
高砂	22	1	44	183世帯に1人
荒井	21	1	42	209世帯に1人
伊保	23	1	46	333世帯に1人
中筋	13	1	26	193世帯に1人
曾根	19	1	38	239世帯に1人
米田	35	1	70	208世帯に1人
阿弥陀	19	1	38	210世帯に1人
北浜	8	1	16	263世帯に1人
合計	160	8	320	228世帯に1人

資料：高砂市統計資料平成18年12月現在（割合については平成18年3月31日現在の世帯数で算出）

(7) ボランティア・NPO^{*}法人認証団体

平成 19(2007)年2月1日現在、高砂市ボランティアセンター^{*}の登録団体数は 29 団体、登録団体所属人数は 500 人、個人ボランティア登録数は 97 人となっており、平成 16 (2004) 年度から、それぞれ横ばい状態で推移しています。

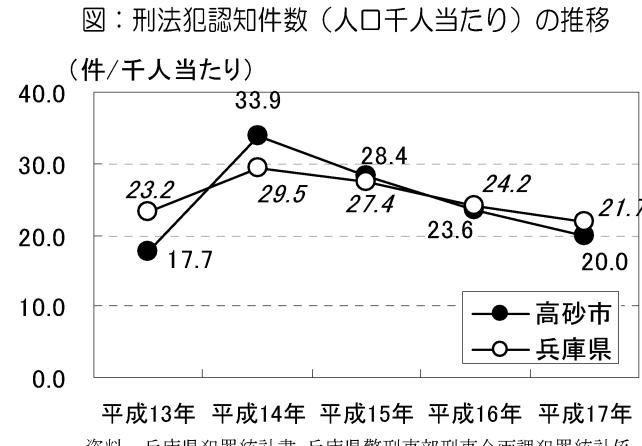
また、NPO^{*}法人認証団体は、平成 18 (2006) 年度には 8 団体となっており、まちづくりや保健、医療、福祉の増進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動など様々な分野での活動を展開しています。



6) その他

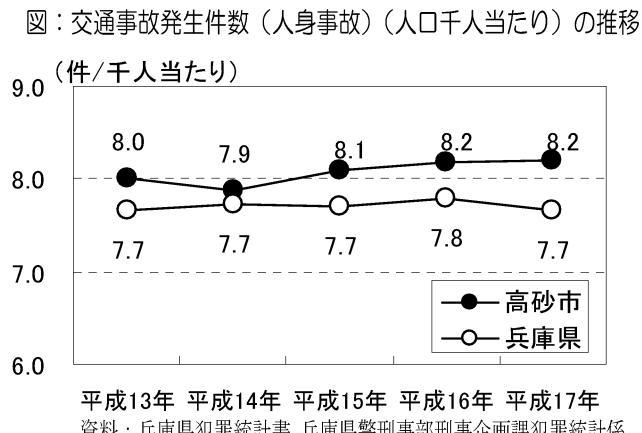
(1) 刑法犯認知件数（人口千人当たり）の推移

人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移を見ると、兵庫県と同様に平成 13 (2001) 年から平成 14 (2002) 年に掛けて増加し、その後は減少傾向にあります。平成 17 (2005) 年で 20.0 となっており、兵庫県平均の 21.7 を若干下回っています。



(2) 交通事故件数（人身事故）（人口千人当たり）の推移

人口千人当たりの交通事故発生件数（人身事故）の推移を見ると、平成 14 (2002) 年以降は微増傾向にあり、兵庫県平均を上回っています。



3 用語解説

アルファベッド

A E D（自動対外式除細動器）

Automated External Defibrillator の略称。心臓が心室細動を起こした時に救うことができる医療機器をいいます。現在日本では人が多く集まる場所に広く設置が進んでいます。利用方法が音声ガイダンスで流れるため、その指示に従うことで使用できます。

N P O（民間非営利組織）

Non Profit Organization の略称。N P Oは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われます。

「あ」行

生きがい対応型デイサービスセンター

60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者が、憩いや交流を目的として利用できる、生きがい対応型のデイサービスです。

市内には2箇所あり、園芸・絵画・レクリエーション活動など社会的孤立感の解消や寝たきりの予防などを行います。

インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことを言います。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動などがこれに当たります。

「か」行

介護保険

原則40歳以上の人人が保険加入者となり、保険料を負担し、要支援・要介護の認定を受けたとき、費用の一部を支払って介護保険サービスが利用できる制度のことです。介護保険サービスには、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスと特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所する施設介護サービス、介護状態になることを予防する介護予防サービスなどがあります。

介護老人保健施設

病状が安定期にあるため入院治療は必要としないものの、機能訓練や看護・介護を中心としたケアを必要とする要介護者に、看護・介護・機能訓練等の入所・在宅サービス（短期入所・通所）を行い、家庭復帰をめざす施設のことです。

介護支援専門員＝ケアマネジャー

援助のすべての過程において、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者をいいます。

介護保険サービス情報の公表制度

利用者がより適切な介護サービスや事業所・施設を選ぶための情報を提供するしくみをいいます。公表される介護サービス情報には「基本情報」と「調査情報」があり、事業所が報告した情報について調査機関が事実確認の調査を行った後に公表されます。ホームページ（インターネット）から情報を閲覧できます。

介護予防マネジメント

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることは、できる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることをめざして行われる、保健・医療・福祉サービス調整業務（ケアマネジメント）をいいます。

共同募金

都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集をいいます。集まった寄附金はその区域内の地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分されます。赤い羽根の共同募金として知られています。

協 働

立場の異なる団体・組織や人相互が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことです。

権利擁護事業

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことを指します。

後期高齢者

高齢者を65歳以上とする場合、90歳、100歳に至るまでの幅広い年齢層を含むことになります。しかし、65歳と100歳ではその社会的活動や健康度も大きく異なるため、単一的に高齢者として把握することはできません。このため、65歳以上75歳未満を前期高齢者（ヤング・オールド）、75歳以上を後期高齢者（オールド・オールド）として区分しています。三段階に区分する場合は、65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上85歳未満を中期高齢者、85歳以上を後期高齢者といいます。

合計特殊出生率

一人の女子が一生の間に生む平均こども数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくと考えられます。日本では女性の社会進出による晩婚化や晩産化により合計特殊出生率が低下しています。

個人情報保護制度

この制度は、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定め、社協の持っている保有個人情報で、自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利を明らかにすることや個人情報の保護対策を構ずることにより、個人の権利利益の保護を図るものです。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

コミュニティワーカー

福祉倫理に基づく人格のもとに、地域福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助に当たる専門職者のことです。その業務は、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡・調整、住民への福祉教育など地域援助に係る種々の活動です。具体的な職種としては社協の地域福祉活動指導員・専門員や福祉事務所の援助者等です。

「さ」行**サービス提供責任者**

訪問介護事業所に対する利用の申込みに係る調整、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成を行うとともに、自らも訪問介護及び介護予防訪問介護の提供にあたる援助者などをいいます。

三位一体改革

地方自治体が決定すべきことは、国ではなく地方自らが決定するという地方分権を実現するために、「①国から地方へ支出される補助金（国庫補助負担金）の削減」、「②国から地方への税源の移譲」、「③地方交付税の見直し」の3本柱を、同時並行的に進めていくという意味で、三位一体改革と呼ばれています。

小地域福祉部会

単位自治会の範囲ごとに助け合い・見守りネットワークをつくっていこうという取り組み（＝小地域福祉活動）の実践として、およそ単位自治会に1つ小地域福祉部会を設置し、その中で、福祉委員や民生委員・児童委員が福祉活動を展開しています。福祉推進委員会が町全体の福祉のまちづくりの方向性を決め、推進していくための組織であるのに対し、小地域福祉部会は、福祉委員や民生委員・児童委員が中心となって、地域の中で実際に小地域福祉活動を展開していくための組織です。

障害者相談員

専門家による相談（ピアカウンセリング）を実施するため、兵庫県から委託を受けた障害者、その家族又は障害者の福祉事業に現に携わりがある方などをいいます。

小地域福祉活動

日常生活圏内でさまざまな困りごとや不安をかかえている人々に対し、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざして、社協を中心となり、住民が力をあわせ、専門機関と協力しあいながら進める住民自身による自主的な活動です。

身体障害・身体障害者

一般的には先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害を生じている状態、またはその状態を有する人のことをいいます。

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする身体障害者が入所し、治療・養護のサービスを受ける施設です。身体障害者の福祉施設の中でも最も重度の障害をもつ人が利用するもので、身体障害者福祉ホームとともに、「生活施設」として位置づけられます。

精神障害・精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する状態、またはその状態を有する人のことをいいます。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等を保護するための制度です。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨としています。

セーフティネット

セーフティネットとは、サーカスの空中ブランコで落下してもけがをしないように張られている網を語源として、最近では経済、労働、福祉の分野などで引用されています。その中で福祉の分野におけるセーフティネットは、すべての人がその人らしく安心・安全に生活できるように、網のようにきめ細かい生活支援の仕組みを指します。

善意銀行

昭和38年6月1日兵庫善意銀行が設置され、翌39年6月1日を「善意の日」と定めたことがきっかけとなり、兵庫県下の社協で善意銀行が設置されました。本市では社協内に「高砂市善意銀行」を設置し、市民の皆様の善意による金銭や物品の寄附を受け付け、地域福祉向上のための財源として活用しています。

主任介護支援専門員

他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、利用者の視点にたってフォーマルやインフォーマルサービスの質・量を改善していくような提案などを行う介護支援専門員のリーダー的役割を担う者をいいます。

「た」行**団塊の世代**

第2次世界大戦後、数年間のベビーブームの時期に生まれた世代（昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃まで）のこと、作家の堺屋太一氏が命名しました。この世代の人口規模が大きいため、その動向や社会的影響が大きくなっています。

地域ケアシステム（地域ケア）

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人一人に最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み（地域ケア）づくりの構築を指します。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職により、地域における「総合的な相談窓口機能」「介護予防マネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」「権利擁護事業」を行う機関で、介護保険制度改革（平成18年4月1日）により新たに創設されました。

地域包括協力センター

地域包括支援センターに協力し、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメント業務を実施するところをいいます。

知的障害・知的障害者

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態、またはその状態を有する人のことをいいます。

チームアプローチ

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をはじめ多くの専門職種の職員が配置されていますが、各職員が自らの担当業務を狭くとらえ「縦割り」に陥ることがないよう、職員相互が常に情報を共有し、互いの業務の理念・基本的骨格といったものを理解した上で、連携・協働の体制を作り上げ、地域包括支援センターの業務を「チーム」として支えていくことをいいます。

地域生活支援事業（移動支援事業）

障害者自立支援法に基づく事業のうち、市個別で設置している事業。身体障害・知的障害・障害児・精神障害等屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的としています。

特定高齢者

要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者をいいます。主に要介護認定において非該当（自立）と判定された人及び要介護認定の申請は行っていないが生活機能の低下が見られ要介護状態になる可能性が高いと考えられる人で、地域包括支援センターが行う介護予防事業の対象者となっています。

トータル人事労務管理

資格等級の基準を中心にして、職員養成、人事考課、処遇条件の整備を相互に連動させる人事労務管理のしくみを指します。

特別養護老人ホーム

原則として65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においては介護を受けることが困難な人が入所する施設のことです。

「は」行

ハード整備

製造や構造物などの物理的な物体を整備すること。

パブリック・コメント（市民意見公募手続制度）

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

バリアフリー（バリア）

障害者や高齢者などが生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することをさします。また、建築物等物理的な障壁だけでなく、障害者や高齢者などが、社会的、心理的に被っている偏見、差別意識や、制度などの障壁を除去する意味にも使われます。

ひとり暮らし高齢者食事サービス

社協において、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、希望する人に対し、見守り活動・安否確認を兼ねるふれあい型事業として週 1 回、夕食の食事サービスを実施しています。

ヒヤリハット

重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一步手前の事例を指します。文字通り突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたたりすることです。

ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とが会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有料で行う会員制度の組織を運営するセンターです。援助内容としては、保育園、幼稚園、学童保育への送り迎えや開始前・終了後の子どもの預かり、保護者が病気や休養の場合の子どもの預かり等があります。

福祉委員

地域における住民の福祉活動の推進役として、社協が約 50 世帯に 1 人の割合で設置しています。福祉委員は、町内における住民の福祉問題や要望を把握したり、地域内で解決したり、市や社協の事業・施策につなげていく役割を担っています。また、民生委員・児童委員や自治会などと協力しながら、小地域でのきめ細かな見守り、助け合い活動を展開しています。

福祉推進委員会

町（校区）ごとに、福祉のまちづくりを進めていくために、福祉委員をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、婦人会、老人クラブなど各種団体により構成された福祉推進委員会を、市内8町（校区）に1つずつ設置しています。町全体の福祉活動の方向性を決めたり、要援護者実態調査や、地域内での福祉啓蒙・啓発活動を行っています。

福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のことを指します。近年においては家族機能の低下、地域連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の重要性は大きくなりつつあります。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされています。

福祉サービス第三者評価制度

事業者の提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、またその評価結果を利用者へ情報提供していくことをいいます。

福祉サービス利用援助事業

自らの判断だけでは意思決定に不安がある認知症高齢者や知的障害・精神障害がある人に対し、福祉サービスの利用手続き等の援助や日常生活上の見守り、金銭の管理・書類等の預かりサービスを提供する事業のことをいいます。

ふれあいいきいきサロン

小地域福祉活動の一環として、地域の中で孤立しがちな高齢者、障害者、子育て中の親等と地域住民とのつながりを深め、仲間づくりや介護予防を目的とした交流の場づくりを進める活動のことをいいます。

ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」に双方の希望にあった活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供、講座・研修などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティアに関する業務を行う専門職を指します。

包括的・継続的マネジメント

高齢者が可能な限り、その人らしい自立した生活を送ることができるように、その人の生活全体を包括的・継続的に支えていく援助のあり方をいいます。言い換えれば、支援の領域においても、時間の経過においても、途切れることなく一貫して一人の高齢者が地域で暮らし続けることができるよう支援するためのマネジメント業務のことをいいます。

ボランティアセンター

社協にてボランティアの相談窓口として、活動希望者に活動先の紹介をしたり、ボランティアを求める人や施設・団体にはボランティアを紹介しています。また、ボランティア登録（個人ボランティア・ボランティアグループ）も行っており、情報提供に努めています。さらに、年間を通して、いろいろなボランティア体験教室や研修会も開催しています。

「ま」行**まちの子育てひろば**

子育て中の親と子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、お互いに情報交換ができる身近な拠点づくり事業として、兵庫県全域で取り組まれています。地域のボランティアによる相談や体験活動の支援などを行うことにより、地域全体で子育てを支える地域づくりを推進しています。

マンパワー

人的資源。人口の高齢化が急速に進展し、保健医療・福祉の需要が増大する中で、サービスの担い手である保健医療・福祉の分野のマンパワーの果たす役割はますます重要なものとなっており、その質・量の両面における一層の充実が望まれています。

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれている民間組織奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。保護を要する人に対し適切な保護指導や、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務しています。

「や」行**ゆうあい訪問事業**

社協において、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯などに対し、孤立の解消や安否確認を目的とした訪問活動を実施しています。

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

要援護者

高齢者、障害者など、地域で援護を必要としている方をさします。

「わ」行

ワークショップ

参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあつたり創りだしたりする双向的な学びと創造のスタイルのひとつです。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されることをしています。住民参加型まちづくりにおける合意形成などの手法としてよく用いられます。